

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要

【1】計画策定の背景	1
【2】本市における取組	2
【3】計画の位置付け	3
【4】計画の期間	4
【5】計画の策定体制	4

第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く現状

【1】統計でみる現状	6
1 人口等の動き	6
2 子育て支援施設等の利用状況	13
3 母子保健事業の状況	18

第3章 本市における子育て支援の課題

【1】第1期計画の主な取組の成果と今後の課題	19
【2】ニーズ調査結果から読み取れる課題	27

第4章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念	45
【2】基本目標	47
【3】施策体系	48

第5章 施策の展開

【重点的な取組】	49
【基本目標1】親子が共に成長する（育つ）子育て	50
基本施策1 健康づくりの推進	50
基本施策2 心を育む機会の充実	51
基本施策3 子育て力の向上	53
【基本目標2】みんなで見守る子育て	54
基本施策1 子育てを支え・見守る意識の醸成	54
基本施策2 地域のつながりづくり	55
【基本目標3】みんなで支えあう子育て	57
基本施策1 相談体制の充実	57
基本施策2 保育サービスの充実	58
基本施策3 子育て支援サービスの充実	59
基本施策4 子どもの安全・安心の確保	61

第6章 子育て支援施設・事業の量の見込みと確保方策

- 【1】教育・保育提供区域の考え方 ----- 63
- 【2】量の見込みの算出について ----- 63
- 【3】教育・保育事業の量の見込みと確保方策 ----- 64
 - 1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期 ----- 64
 - 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 ----- 65

第7章 計画の推進に当たって

- 1 ニーズに基づく適切な事業の展開 ----- 72
- 2 関係機関との連携強化 ----- 72
- 3 市民の参画や地域との連携 ----- 72
- 4 計画の進行管理の強化 ----- 72

資料編

- 1 江田島市子ども・子育て会議規則 ----- 73
- 2 江田島市子ども・子育て会議委員名簿 ----- 75
- 3 江田島市子ども・子育て会議の開催経緯 ----- 76

第1章 計画の概要

【1】 計画策定の背景

我が国においては、少子高齢化や核家族化の進行、就労環境の変化や子どもの貧困問題など子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

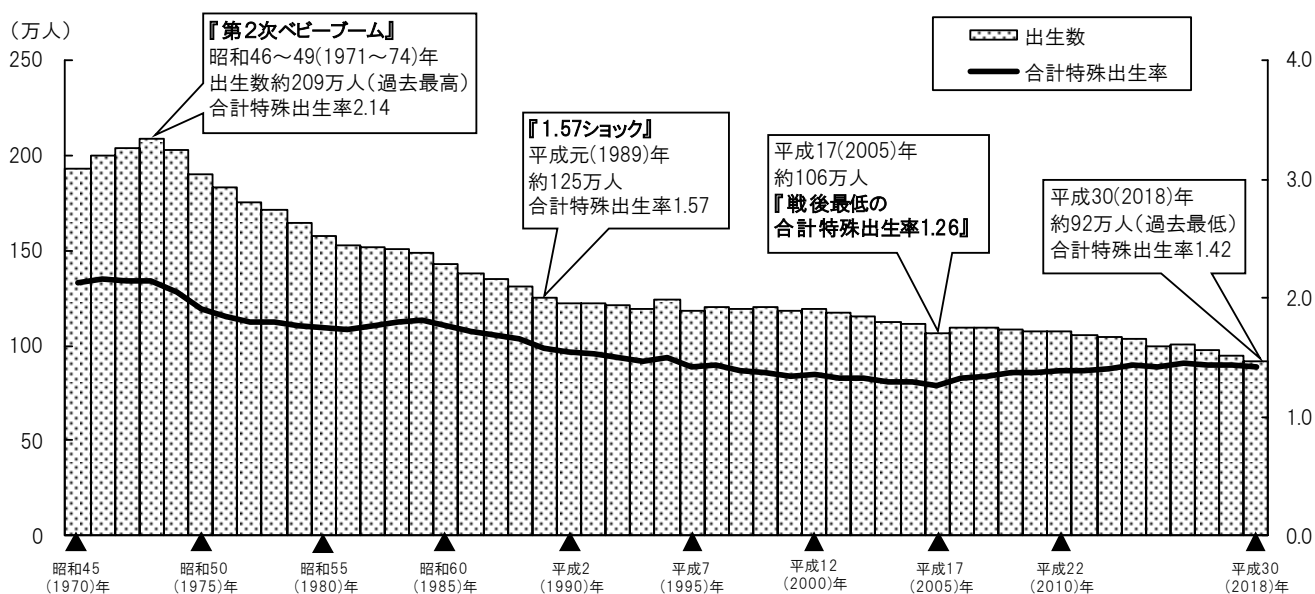
そのような中、一人の女性が生涯に産む子どもの数に当たる「合計特殊出生率」は、我が国において昭和50(1975)年に2.0を下回ってからは減少を続けています。近年では微増傾向にあったものの再び減少に転じ、平成30(2018)年時点において1.42となっています。

一方、国の少子化対策は、平成17(2005)年から10年間の時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」が10年延長されるとともに平成24(2012)年には「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」(以下「子ども・子育て支援法」といいます。)が制定され、平成27(2015)年度から、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「地域の子ども・子育て支援の充実」「保育の量的拡大・確保」が目的として掲げられています。また、国においては、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の数値目標の前倒しや幼児教育・保育の無償化、更には「新・放課後子ども総合プラン」の策定など子育て支援施策を加速化しています。

家庭・学校・地域・職域・行政など社会全体で子育てを支援する体制の構築が求められています。

《図1 合計特殊出生率の動き》



【2】 本市における取組

本市においては、平成 27 (2015) 年 3 月に「～健やかな子どもの育成をめざして～地域で見守り 支えあう 子育てにやさしいまち えたじま」を基本理念とした「江田島市 子ども・子育て支援事業計画 (以下「第 1 期計画」といいます。)」を策定しました。この第 1 期計画に基づき、就学前の保育及び教育を適切に提供できる施設整備をはじめ妊娠、出産から学童期に至るまでの相談や情報提供機能の充実、子育て世代包括支援センターの開設など総合的な子育て支援の環境づくりに取り組んでいます。

この度、令和元 (2019) 年度までの 5 年を対象期間とした第 1 期計画の計画期間満了に伴い「第 2 期江田島市 子ども・子育て支援事業計画 (以下「本計画」といいます。)」を策定します。

本計画は、国及び県の方向性に基づき第 1 期計画における取組の評価をはじめアンケート結果に基づく市民の意識やニーズ、関係機関の意見等を踏まえ、本市における子育て支援に関連する様々な分野の取組を総合的・計画的に推進するため、より実効性のある計画を目指して策定しています。りこう

《子育て世代包括支援センター（にこ♥にこハウス）》

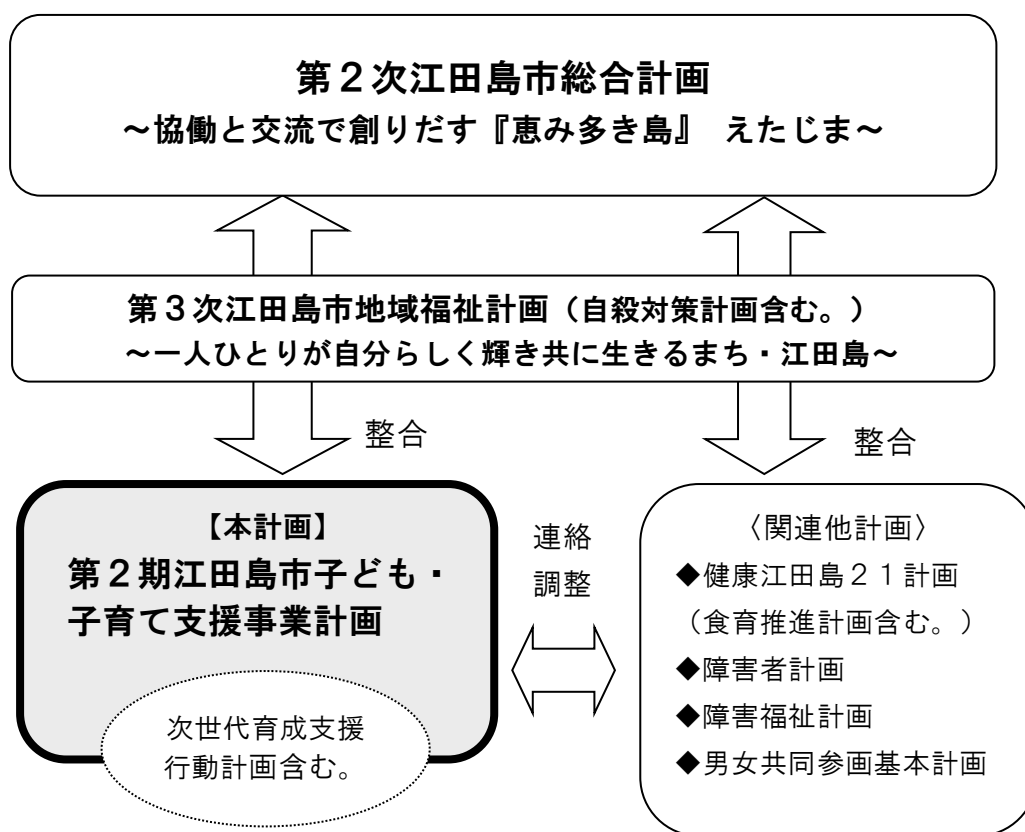


【3】 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法の規定による「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、「次世代育成支援対策推進法」の規定による「市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による「市町村計画」の役割を担い、更に母子の健康水準を向上させるための取組を推進する国民運動計画「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえた計画とします。

また、広島県の「ひろしまファミリー夢プラン」との整合に配慮するとともに、本市の最上位計画である「第2次江田島市総合計画」及び「第3次江田島市地域福祉計画（自殺対策計画含む。）」における子ども・子育てに関する分野別計画の役割も有しています。

【計画の位置付け】



子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

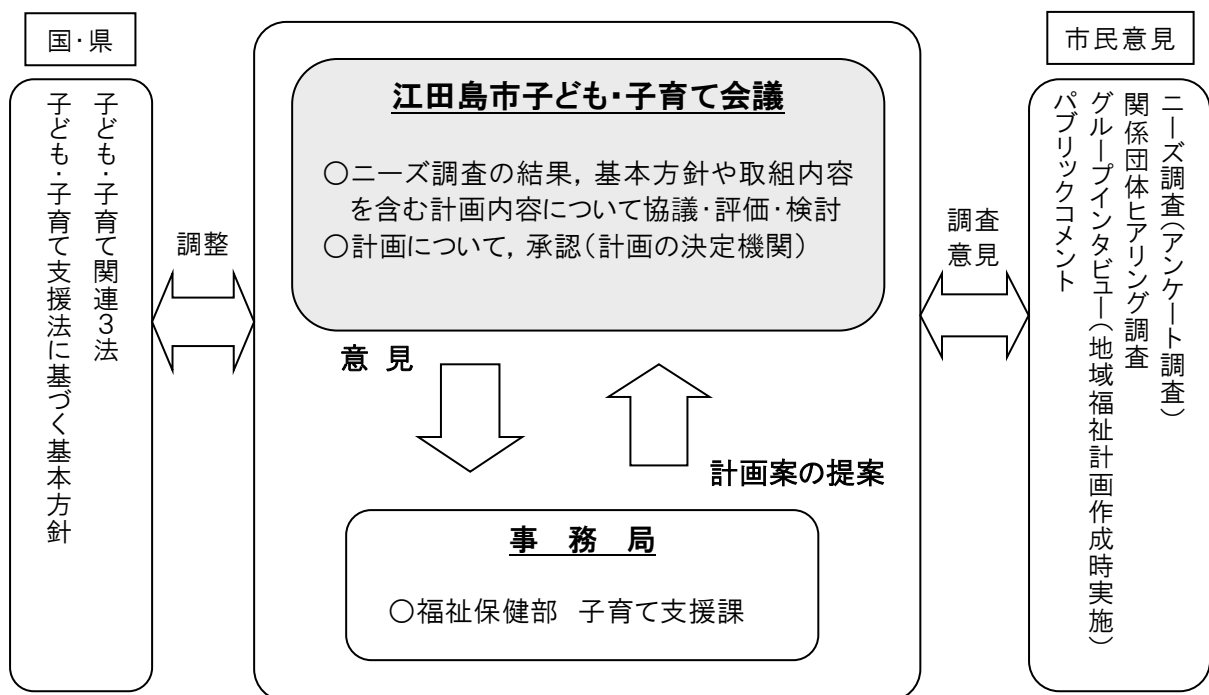
第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

【4】 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。
なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により適宜、内容について
の見直しを行う場合があります。

【5】 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、子育て中の保護者や妊娠期の女性を対象としたニーズ調査
（アンケート調査）及びヒアリング調査等を通じて、市民や関係機関、団体等の実態や意
見等を把握するとともに、子育て支援に関わる各種団体や組織の関係者などから構成され
る「江田島市子ども・子育て会議」において本計画の内容についての協議・評価・検討を
行いました。また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意
見を募りました。



【ニーズ調査（アンケート調査）の概要】

調査対象 及び件数	① 0歳から小学校入学前までの子どもがいる全ての家庭（548件） ② 小学生の子どもがいる全ての家庭（583件） ③ 妊娠期の女性（18件）
調査方法	郵送又は保育施設・小学校を通じた配布・回収
調査時期	平成31(2019)年1月から2月まで
調査票回収数 及び回収率	① 390件(71.2%) ② 496件(85.1%) ③ 12件(66.7%)

【ヒアリング調査の概要】

調査対象 及び件数	① 保育園・認定こども園(6件) ② 放課後児童クラブ・児童館・子育て世代包括支援センター（11件）
調査方法	郵送配布・郵送回収によるヒアリングシート調査
調査時期	令和元(2019)年6月

【グループインタビューの概要】

調査対象	子育て世代(市内に居住する子育て中の母親7名)
調査方法	座談会形式の小集団面接調査(グループインタビュー調査)
調査時期	平成30(2018)年11月15日(木)

【パブリックコメントの概要】

周知方法	①市ホームページへの掲載 ②資料の閲覧,貸し出し (子育て支援課,市役所本庁,市民センター(江田島・能美・沖美),三高支所)
実施時期	令和元(2019)年12月25日(水)から令和2(2020)年1月24日(金)まで
実施結果	提出された意見の数 7件

第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く現状

【1】 統計でみる現状

1 人口等の動き

(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成31（2019）年4月1日現在22,979人であり、平成26（2014）年から約2,600人の減少（平成26（2014）年を100.0とした場合89.9）となっています。近年、人口減少が顕著に進行しており1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成26（2014）年の2.01人から平成31（2019）年で1.89人となっています。

◆表1 人口・世帯数の推移

	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年
人口(人)	25,572	25,040	24,627	24,124	23,594	22,979
世帯数(世帯)	12,741	12,584	12,597	12,507	12,348	12,176
世帯人員(人/世帯)	2.01	1.99	1.95	1.93	1.91	1.89
人口増減率(%)	100.0	97.9	96.3	94.3	92.3	89.9
世帯数増減率(%)	100.0	98.8	98.9	98.2	96.9	95.6

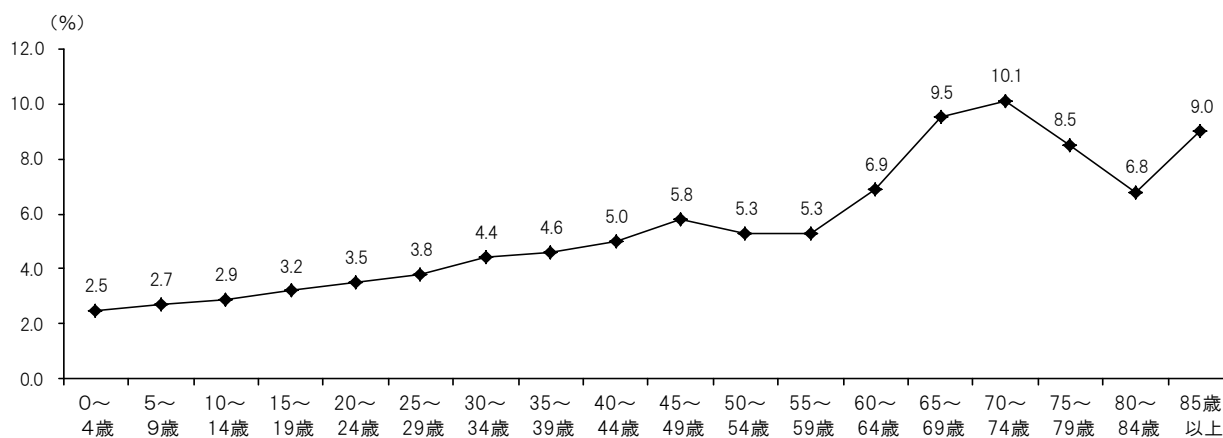
注：増減率は、平成26(2014)年を100.0とした場合の各年の割合を示す。

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)(外国人を含む。)

(2) 年齢別人口

本市の年齢構成を5歳階級別にみると、60歳以上の人口構成比が高く、特に「団塊の世代」を中心とする65～74歳が最も高くなっています。

《図2 年齢5歳階級別人口構成比（江田島市）》

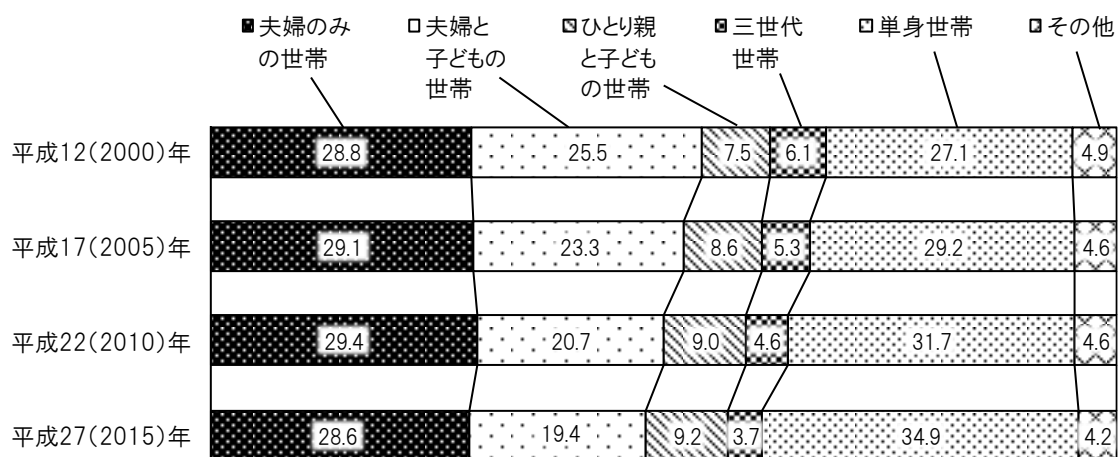


資料：住民基本台帳（平成31（2019）年4月1日現在）（外国人を含む。）

(3) 世帯構成の状況

世帯構成について、平成 12 (2000) 年から平成 27 (2015) 年までの推移で見ると、「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加傾向にあります。一方、「夫婦と子どもの世帯」は減少傾向にあります。また、世帯人員が多い「三世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。

《図3 世帯構成の推移》

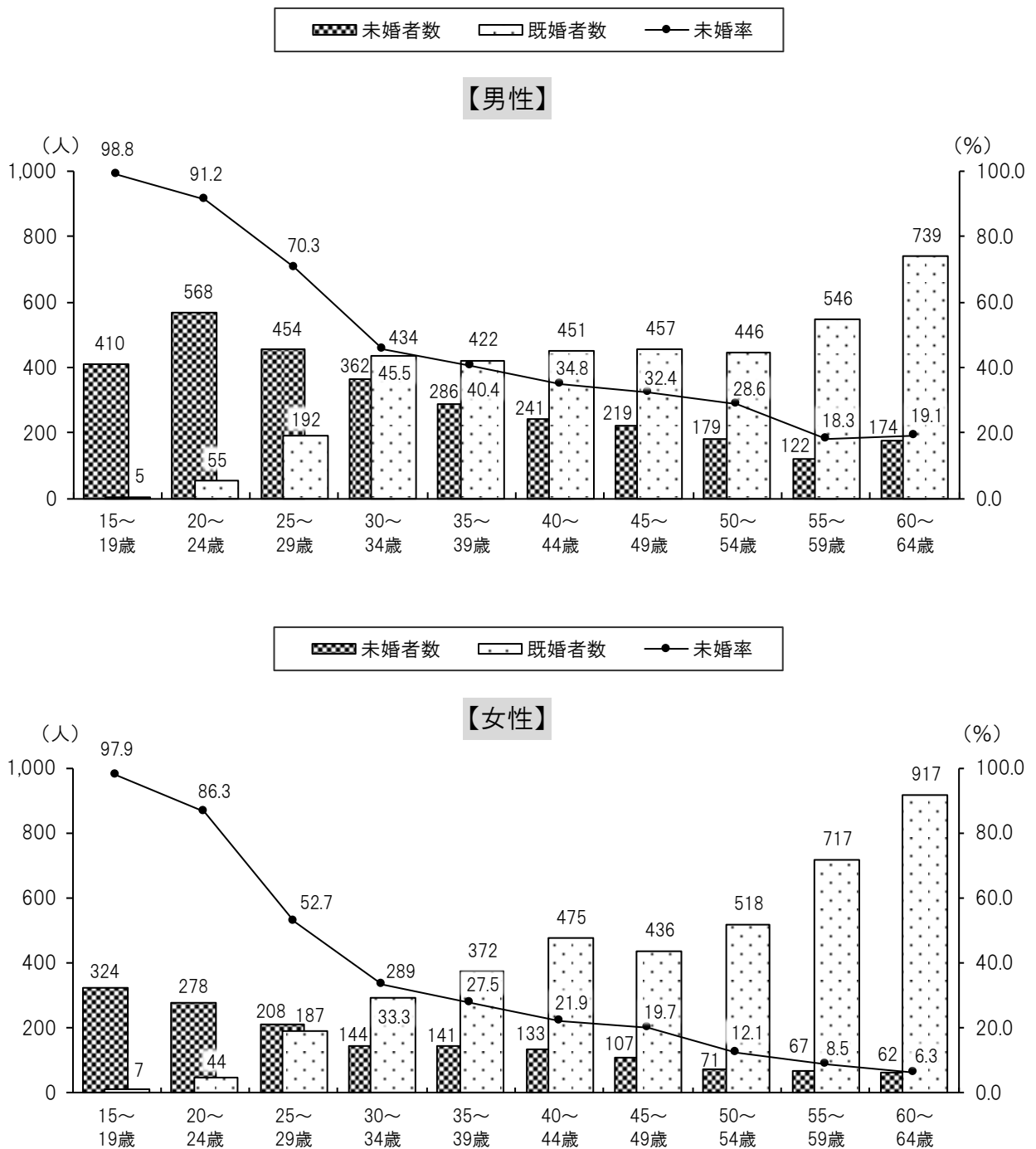


資料：国勢調査

(4) 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20歳代後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30歳代前半になると逆転することから、30歳代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合も、30歳代前半から既婚者数が未婚者数を上回っています。

《図4 年齢別未既婚者数と未婚率》

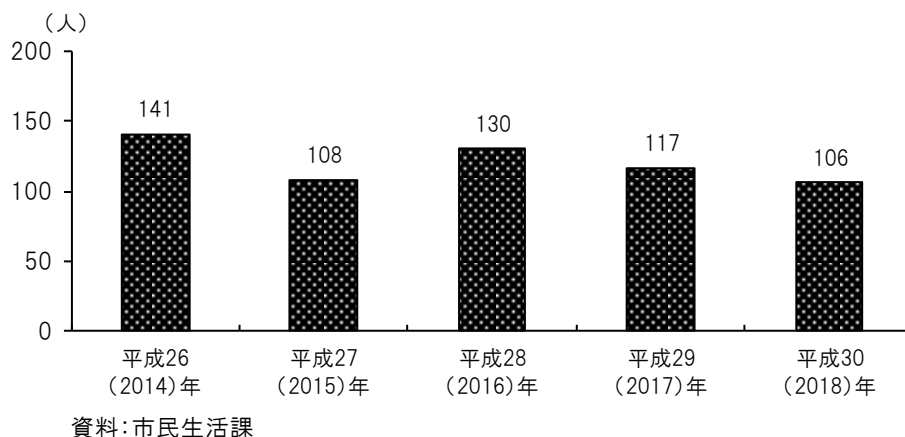


資料：国勢調査(平成27(2015)年)

(5) 出生数等の推移

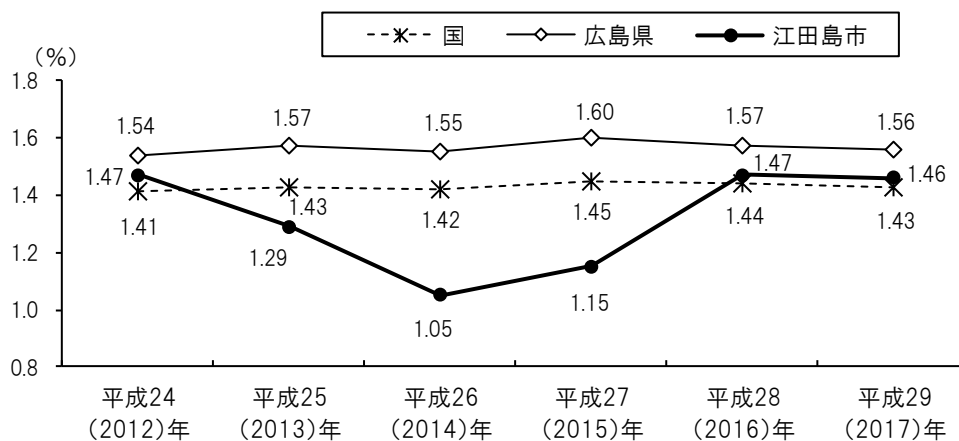
本市の出生数は、増減を繰り返しながら推移しており平成 30（2018）年は 106 人となっています。

《図 5 出生数の推移》



合計特殊出生率は、国や県の平均を下回って推移していましたが、平成 28（2016）年以降は国の平均を上回って推移しています。

《図 6 合計特殊出生率の推移》

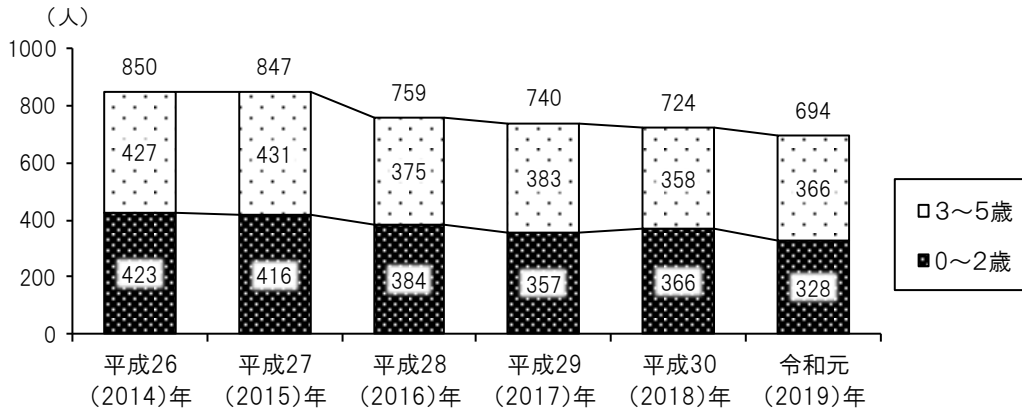


注:平成 28(2016)年及び平成 29(2017)年の江田島市の数値は、市独自の算出値。
資料:人口動態統計年報

(6) 子ども人口の推移

本市の5歳以下の子ども人口の推移をみると、緩やかな減少で推移しています。

《図7 子ども人口の推移》



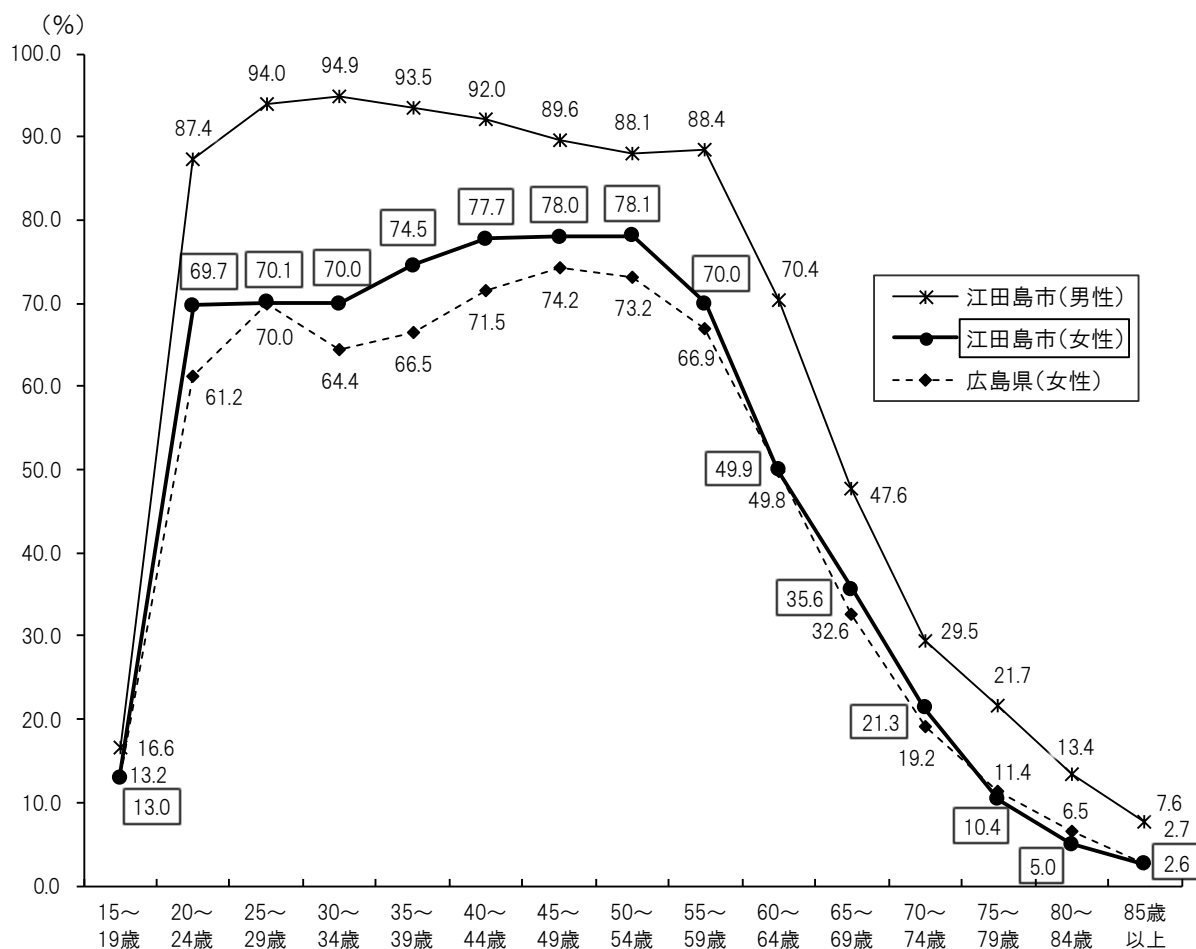
資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)(外国人を含む。)

(7) 年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると 20 歳から 50 歳代の前半にかけて年齢が上がるほど就業率も増える傾向にあります。50 歳代の後半から就業率は徐々に減少してきます。

広島県の平均に比べ全体的に就業率は各年齢層共に高くなっています。いわゆる「M 字カーブ※」の状況はうかがえず、本市は女性の労働力人口に対する就労者の比率が高いことが分かります。

《図8 年齢別就業率（労働力人口比率）》



資料:国勢調査(平成 27(2015)年)

※【M字カーブ】日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になること。

(8) ひとり親世帯の状況(20歳未満の子どもがいる世帯)

本市の20歳未満の子どもがいるひとり親世帯については、平成27(2015)年で164世帯となっており、そのうち母子世帯が135世帯(82.3%)、父子世帯が29世帯(17.7%)となっています。

◆表2 ひとり親世帯の状況

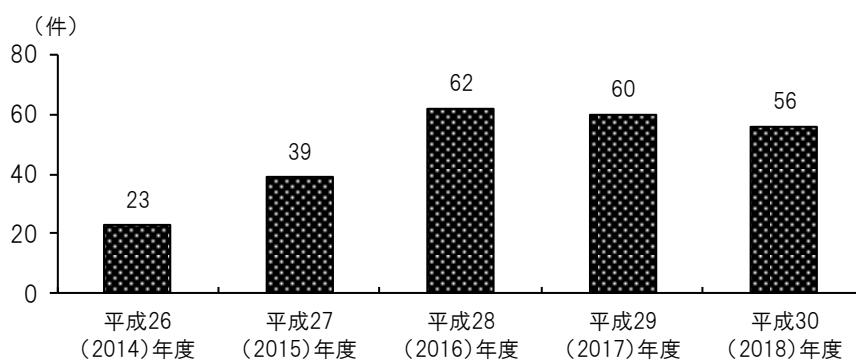
	平成17(2005)年	平成22(2010)年	平成27(2015)年
ひとり親世帯(合計)	161	154	164
母子世帯(割合)	140(87.0%)	126(81.8%)	135(82.3%)
父子世帯(割合)	21(13.0%)	28(18.2%)	29(17.7%)

資料:国勢調査

(9) 児童虐待の状況

本市の児童虐待相談件数は、増減を繰り返しながら推移しており、平成30(2018)年度では56件となっています。

《図9 児童虐待相談件数の推移》



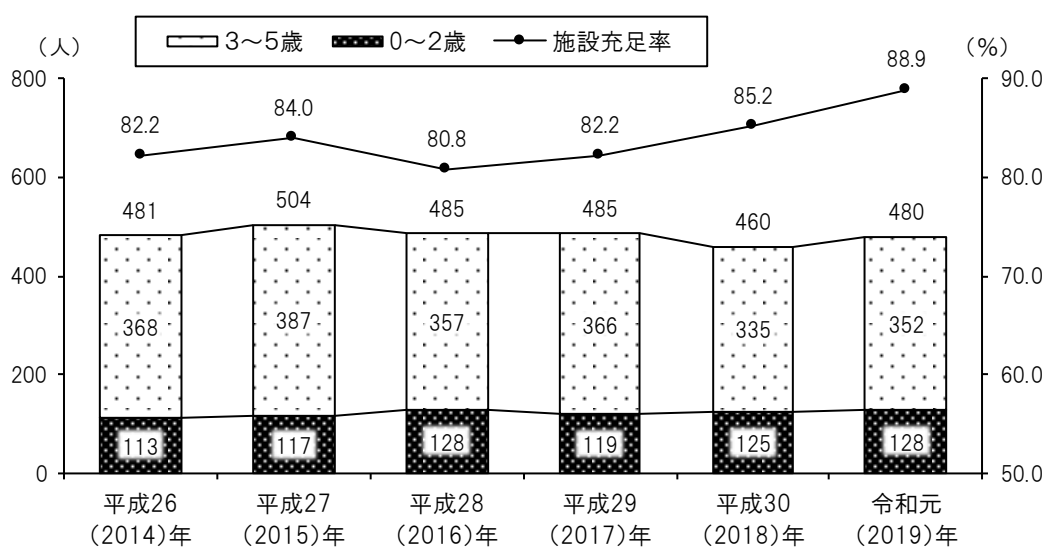
資料:主要施策(各年度末現在)

2 子育て支援施設等の利用状況

(1) 子育て支援施設の利用状況

平成31(2019)年4月1日現在、市内にある保育施設は6園となっています。市の入園児童数は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、令和元(2019)年度は480人となっています。施設の定員に対する入園児童数の割合を示す施設充足率は増加傾向にあり88.9%となっています。また、子どもの人口(就学前児童数)に対する入園児童数の割合を示す入園率は69.2%となっており、近年増加傾向にあります。

《図10 保育施設入園児童数の推移》



◆表3 保育施設入園児童数等の推移

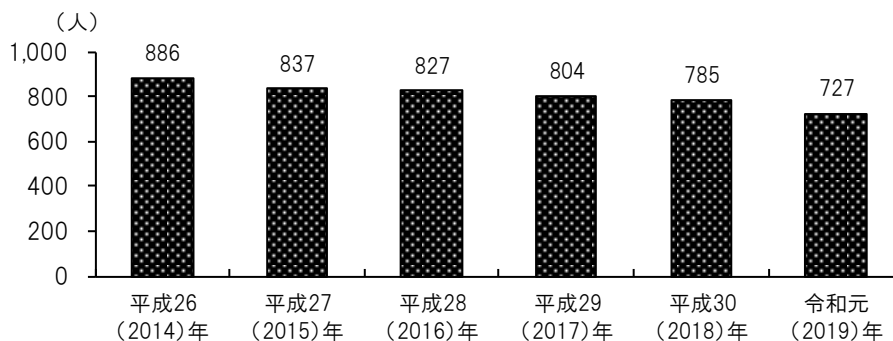
	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年
入園児童数(合計)(人)	481	504	485	485	460	480
施設充足率(%)	82.2	84.0	80.8	82.2	85.2	88.9
就学前児童数(人)	850	847	759	740	724	694
入園率(%)	56.6	59.6	63.9	65.5	63.5	69.2

資料：子育て支援課(各年4月1日現在)

(2) 小学校児童数の推移

本市の小学校は、令和元（2019）年は6校、児童数は727人となっており児童数は減少で推移しています。

《図 11 小学校児童数の推移》



◆表 4 小学校別児童数の推移

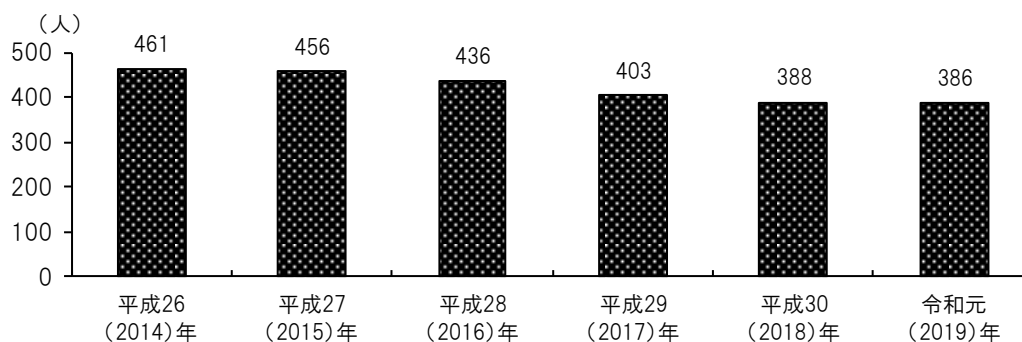
	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	備考
小学校数(校)	7	7	7	7	7	6	
教職員数(人)	118	116	117	122	124	111	
児童数(人)	886	837	827	804	785	727	
切串小学校	76	70	69	71	62	56	
江田島小学校	288	271	261	262	256	229	
中町小学校	146	138	140	140	139	131	
鹿川小学校	112	108	116	116	116	115	
三高小学校	67	62	66	60	64	51	
大古小学校	151	145	137	126	125	145	
柿浦小学校	46	43	38	29	23	—	平成 30 年度末まで
教員一人当たり児童数	7.5	7.2	7.1	6.6	6.3	6.5	

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

(3) 中学校生徒数の推移

市内の中学校は、令和元（2019）年で4校、生徒数は386人となっており生徒数は減少で推移しています。

《図12 中学校生徒数の推移》

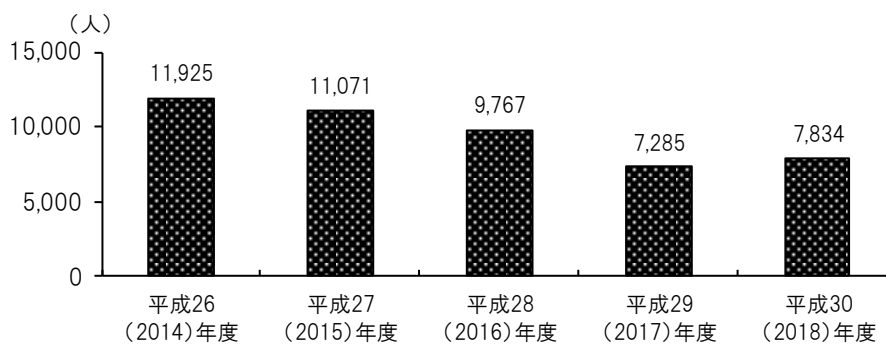


資料:学校教育課(各年5月1日現在)

(4) 子育て支援センターの利用状況

子育て支援センターの利用者数は、近年、減少で推移していましたが、平成30(2018)年度は増加に転じ7,834人となっています。

《図13 子育て支援センター利用者数の推移》

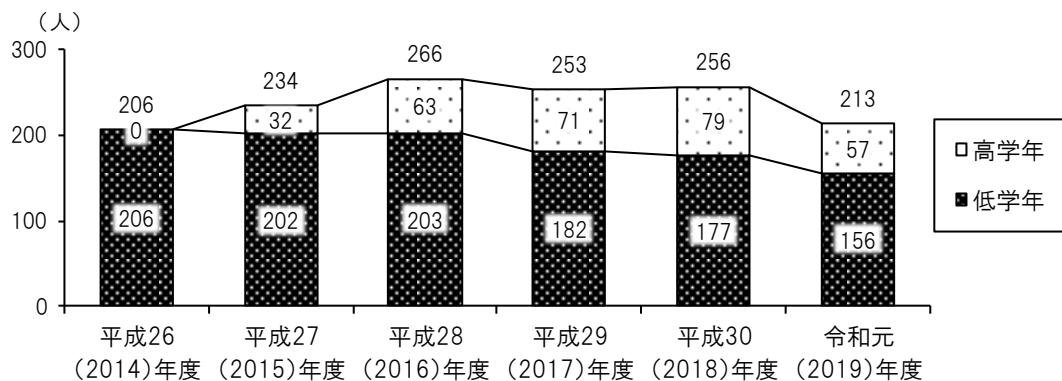


資料:子育て支援課,平成26(2014)年度以降は主要施策(各年度末現在)

(5) 放課後児童クラブの利用状況

令和元（2019）年度の放課後児童クラブは、市内9か所で実施しています。平成27（2015）年度には利用年齢も小学校6年生までに拡充し、登録児童数は増加で推移していましたが、令和元（2019）年度に減少に転じています。

《図14 放課後児童クラブ利用者数の推移》



資料：生涯学習課（各年度4月1日現在）

◆表5 放課後児童クラブ学年別利用者数の推移

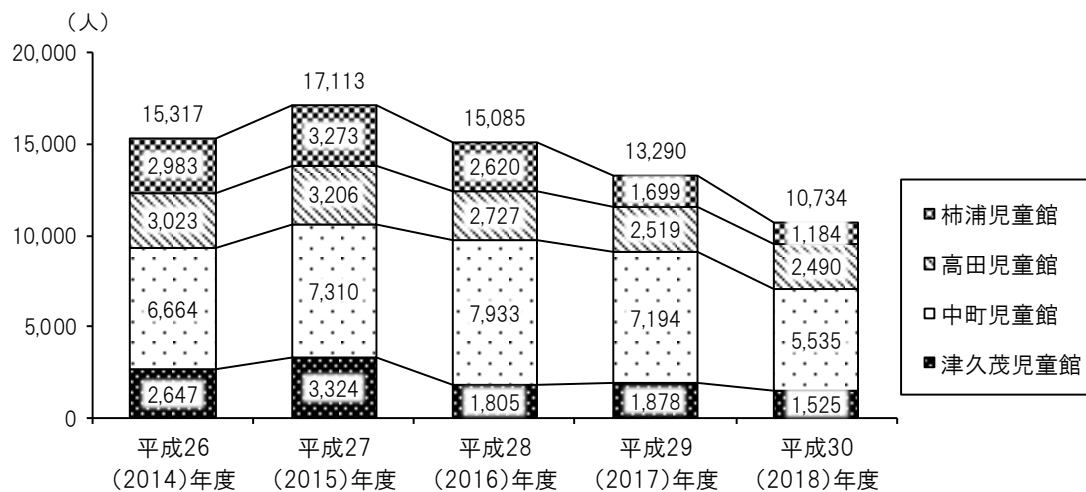
	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
実施か所数(か所)	8	8	9	9	9	9
登録児童数(人)	206	234	266	253	256	213
低学年	206	202	203	182	177	156
1年生	65	73	70	65	64	63
2年生	81	64	79	59	60	51
3年生	60	65	54	58	53	42
高学年	-	32	63	71	79	57
4年生	-	22	44	39	44	36
5年生	-	7	13	25	27	21
6年生	-	3	6	7	8	0

資料：生涯学習課（各年度4月1日現在）

(6) 児童館の利用状況

児童館の利用者数については、近年、減少で推移しており平成30(2018)年度は10,734人と平成26(2014)年度から約4,600人減少しています。

《図15 児童館別利用者数の推移》



資料：子育て支援課，平成26(2014)年度以降は主要施策(各年度末現在)



3 母子保健事業の状況

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

乳児家庭全戸訪問事業の訪問実施数については、平成 28（2016）年度以降はおおむね横ばいで推移しており、平成 30（2018）年度は 85 人、実施率は 80.2%となっています。

◆表 6 赤ちゃん訪問実施数の推移

	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
対象者数(人)	129	129	119	121	106
訪問実施数(人)	106	119	88	83	85
実施率(%)	82.2	92.2	73.9	68.6	80.2

注：保健師による訪問数は含まない。
資料：子育て支援課(各年度末現在)

(2) 妊婦健康診査

妊婦健康診査の受診者数は、平成 28（2016）年度以降は減少傾向にあり、平成 30（2018）年度は 144 人となっています。

◆表 7 妊婦健康診査受診者数の推移

		平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
受診者数	延べ人(人)	1,593	965	1,243	1,175	1,053
	実利用(人)	101	127	180	172	144

資料：子育て支援課(各年度末現在)

(3) 乳幼児健康診査等の受診率

平成 26（2014）年度からの推移で見ると、1歳6か月児や3歳6か月児などの健康診査受診率は増加していますが、3か月～5か月児健康診査や5歳児健康相談の受診率は減少しています。

◆表 8 乳幼児健康診査等受診率の推移

(単位：%)

		平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
健康診査受診率 (集団健診)	3か月～5か月児	96.5	91.3	94.4	95.0	90.6
	1歳6か月児	91.2	94.4	97.3	85.8	96.8
	3歳6か月児	92.1	91.5	95.9	88.8	96.2
5歳児健康相談(集団健診)受診率		97.4	93.2	93.7	93.0	91.5

資料：子育て支援課(各年度末現在)

第3章 本市における子育て支援の課題

【1】 第1期計画の主な取組の成果と今後の課題

第1期子ども・子育て支援事業計画では、「施策体系」における4つの基本目標と8つの基本施策に沿って事業を実施しました。

実施については、各担当部署において定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出し、次年度の取組に反映させています。

ここでは、これまでの主な取組を示すとともに施策ごとに課題を整理します。

【第1期計画の施策体系】

基本目標	基本施策
1 地域で安心して子育てできる環境づくり	1 地域における子育て支援施策の充実
	2 家庭の状況に応じた子どもへの支援の充実
	3 子どもの安全の確保と生活環境の整備
2 子育てと仕事を両立できる環境づくり	4 多様な保育サービスの充実
	5 ワーク・ライフ・バランスの推進
3 子どもの生きる力を育てる環境づくり	6 子どもが心豊かに成長するための活動の推進
	7 教育環境の充実
4 親子が健やかに育つ環境づくり	8 親子の健康づくりと食育の推進

基本施策1 地域における子育て支援施策の充実

〔取組の成果〕

- みんなが気軽に相談ができ必要な情報を得ることができる環境を整えるため、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期の相談窓口を一本化しました。
- 子育て世代包括支援センターで、母子健康手帳交付や乳幼児健康診査、保育施設入園などの手続きや相談ができるようになり、子どもと一緒に安心して来所できる環境づくりに努めました。
- 子育て中の親子の交流、育児の相談、遊びの場、学びの場を提供するため、にこ●にこひろばや出前講座の充実に努めました。

《にこ●にこひろばの様子》



〔今後の課題〕

- ★子育て世代包括支援センターの相談機能を充実し、相談体制を確立させていくための人材の確保と養成が課題です。
- ★何らかの理由で、子育て世代包括支援センターが利用できない保護者等への支援の充実を図るため、地域で活動する自主サークル等と連携し、交流の場や遊びの場、学びの場の提供が必要です。

基本施策2 家庭の状況に応じた子どもへの支援の充実

〔取組の成果〕

- ひとり親家庭対象の高等職業技能訓練促進給付金事業、自立支援教育訓練給付金事業による生活支援や定期的な面談による自立支援に努めました。
- 江田島市要保護児童対策地域協議会をはじめ、関係機関や地域と連携し虐待の早期発見と適切な対応に努めました。

◆表9 ひとり親家庭の相談・訪問件数

	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
相談(人)	75	59	38	33	40
訪問(人)	13	6	8	10	12
再就職支援相談(人)	16(13)	13(4)	17(4)	16(5)	17(3)
母子父子福祉資金貸付(人)	3	3	0	1	2

注:()の数字は就職者数。

資料:子育て支援課(各年度末現在)

◆表10 給付金受給者数

	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
高等職業技能訓練促進給付金(人)	6	2	2	2	3
自立支援教育訓練給付金(人)	-	-	-	-	1

資料:子育て支援課(各年度末現在)

◆表11 児童虐待相談状況

	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
児童虐待(件)	23	39	62	60	56
要支援児童(人)	40	34	29	31	41
不登校児童(人)	8	8	7	11	13
合計	71	81	98	102	110

資料:子育て支援課(各年度末現在)

〔今後の課題〕

- ★ひとり親家庭の経済的な自立に向けての相談が多数を占めています。そのため、高等職業技能訓練促進給付金事業や貸付制度についての周知やハローワークを通じた再就職支援について、更に取り組む必要があります。
- ★平成 28 (2016) 年度以降は、虐待件数は減少傾向に、要支援児童は増加傾向にあります。これは、虐待に至る前の要支援児童の段階で対応できていることが数字につながっていると思われます。今後も、要保護児童対策地域協議会を中心に早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

基本施策3 子どもの安全の確保と生活環境の整備

〔取組の成果〕

- 防犯や交通安全に対する意識啓発をはじめ、地域住民の自主活動等を支援し地域全体で子どもを見守るまちづくりの促進に取り組みました。
- 通学路安全プログラムによる通学路などの危険箇所の把握及び改善に努めました。

〔今後の課題〕

- ★関係機関との連携を強化し、今後も子どもの安全教育及び安全確保が求められます。
- ★身近な場所で安心して過ごせる場を確保するとともに、地域の中で子どもを見守ることができる環境を整備する必要があります。

基本施策4 多様な保育サービスの充実

〔取組の成果〕

- 平成27（2015）年4月、新制度開始と同時に保護者の就労の有無に関係なく全ての3歳児以上の子どもの受け入れができるよう、認定こども園3園を設置しました。
- 保育施設の整備方針に基づき11施設を6施設に統廃合し、新築及び大規模改修による安全で安心して預けられる環境を整えました。令和2（2020）年度は更に5施設に整備します。
- 平成30（2018）年4月、一時・延長保育と生後6か月からの受け入れを全園で開始しました。
- 令和元（2019）年5月、共働き家庭の増加に伴い保護者のニーズが高い病児・病後児保育施設を開設し、保育サービスの充実に努めました。
- 平成27（2015）年4月、放課後児童クラブの利用年齢を6年生まで拡充し、児童の生活と遊びの場の確保に努めました。

≪病児・病後児保育施設「わかば」≫



【保育施設再編整備】

園名(整備前)		方針	園名(整備後)
江田島保育園 小用保育園(平成 27 年度認定こども園) 宮ノ原保育園 飛渡瀬保育園	⇒	集約 新築整備	認定こども園えたじま (平成 30 年4月)
切串保育園	⇒	縮小 新築整備	切串保育園
鹿川保育園(平成 27 年度認定こども園) 中町保育園 高田保育園	⇒	集約 新築整備	認定こども園のうみ (令和2年度)
三高保育園		継続	三高保育園
大古保育園(平成 27 年度認定こども園) 柿浦保育園	⇒	集約 拡張整備	認定こども園おおがき (平成 29 年4月)

〔今後の課題〕

- ★年度途中の3歳未満児の入園希望が増加傾向にあり、受入体制の整備が急がれます。
- ★近くに保育園があるにもかかわらず、1号認定(3歳以上で保育の必要がない子ども)の利用ができないため、保育園での受入体制の整備が必要です。
- ★病児・病後児保育施設を開設したことで、保護者が安心して働くことができる環境が整いましたが、登録者数は横ばいとなっています。今後は、希望する人が利用につながるよう周知等の工夫が必要です。
- ★放課後児童クラブは、利用年齢を6年生まで拡充しましたが現状では低学年の利用にとどまっている傾向があります。子どもたちの放課後の過ごし方の実態に合った取組に努めます。また、放課後児童支援員等の確保は喫緊の課題となっています。

基本施策5 ワーク・ライフ・バランスの推進

〔取組の成果〕

- 全ての保育施設で生後6か月から受け入れる体制を整備するなど、育児休業復帰への支援に取り組みました。

〔今後の課題〕

- ★共働き世帯が増えている現在、今後も保護者が安心して働ける環境づくりが求められています。

基本施策6 子どもが心豊かに成長するための活動の推進

〔取組の成果〕

○特色ある保育を提供するため、地域で活動する人材や各種団体と連携し異世代交流の場や体験、またスポーツ・文化活動の機会づくりに努めました。

恵まれた自然に親しむ保育

〔認定こども園えたじま〕

さとうみ科学館、青少年交流の家などと連携し、自然の海を活用して海の生き物や海の仕組みを学び“えたじまの海”を思う気持ちを育みます。



元気いっぱい健康な体をつくる保育

〔認定こども園おおがき〕

大柿高校、江田島市スポーツ推進員、江田島eスポーツクラブなどと連携し、遊びや運動、体力測定などを行い、食育と併せて子どもの基礎体力づくりに努めます。



豊かな心を育む保育 〔認定こども園のうみ〕

夏野菜などを育て、「食」の大切さを感じられる心を身に付けます。また、琴・太鼓などの伝統文化を教わるなど、ふれあいの中で地域への感謝の心と故郷を感じられる心を育みます。



〔今後の課題〕

★子どもたちの体験活動は、子どもの人格形成に大きな影響を与えることから、今後も、関係機関や地域の人と連携し、地域との交流や江田島市の自然を生かす保育の推進が必要です。

基本施策7 教育環境の充実

〔取組の成果〕

○平成31（2019）年4月から、全ての保育施設で外国人講師による英語教室を開催し子どもたちが学びの楽しさを感じられる幼児教育にチャレンジすることで、人間性を育む教育環境づくりに取り組みました。

小学校では、令和2（2020）年度からの小学校外国語科の実施に向けて、外国語活動の充実を図り、中学校外国語科への基礎づくりに取り組みました。

○キャリア教育の一環として、職場体験学習（キャリア・スタート・ウィーク）の取組を実施しました。

○関係機関や地域との連携を深め、地域の人材をゲストティーチャーとして招くなど、地域に開かれた学校づくりとともに、児童生徒の郷土を愛する心の育成に取り組みました。

《保育施設英語教室の様子》



《職場体験学習の様子》



〔今後の課題〕

★園児が、外国人講師と触れ合うことや英語に慣れ親しむことで、子どもたちの視野が広がり就学後のステップアップした英語学習につながることから、今後も継続的に取り組む必要があります。

小学校では、ALTと学習する時間を増やし、児童の外国語への興味関心を高め、中学校外国語科への基礎として学力向上を図ることが必要です。

★中学2年生に5日間の職場体験学習（キャリア・スタート・ウィーク）の取組を実施することで、生徒が社会人として自立していくために必要な意欲や態度・能力の育成を図る必要があります。

★各教科や総合的な学習の時間等で地域人材をゲストティーチャーとして活用し、地域に開かれた学校づくりの推進を図るとともに、児童生徒の郷土を愛する心の育成が必要です。

基本施策8 親子の健康づくりと食育の推進

〔取組の成果〕

- 平成27(2015)年4月, 子どもの成長に応じたきめ細かな給食の提供ができる保育施設専用の給食センター(愛称「にこにこ給食センター」)を設置しました。
- 給食センターに栄養士を配置し, 子どもの発達状況に応じた給食や手作りおやつを提供など食育の推進を図りました。また, 食物アレルギーに係る保護者との個別相談会を実施するなど, 保護者の不安軽減に努めました。

《にこにこ給食センター》



《給食の様子》



〔今後の課題〕

- ★食物アレルギーや偏食等, 子どもの食に関する保護者の不安や悩みに対応するため, 栄養士と保育施設が連携し, 今後も個別相談会の充実を図る必要があります。
- ★関係機関と連携し, 妊娠期から子育て期にわたる食育の推進を通じた健康づくりが必要です。

【参考】市民満足度調査結果

本市では毎年「市民満足度調査」を実施しており, 本市で取り組んでいる施策に対する重要度と満足度を把握しています。「子育て支援サービスの充実」をはじめとする子育て支援に関連する施策の満足度は近年, 向上しています。

(単位:%)

		平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
子育て支援サービスの充実	重要度	77.4	75.9	76.4	76.5	76.5	77.4
	満足度	55.5	56.7	56.4	57.0	57.3	59.1
保育園・児童館などの整備	重要度	75.0	74.7	75.6	75.6	74.7	74.8
	満足度	56.0	56.7	56.4	58.2	59.6	60.8
保健・健康づくりサービスの充実	重要度	74.0	73.7	73.9	74.5	74.3	74.3
	満足度	56.7	57.3	57.8	58.3	58.3	58.8
医療機関の充実	重要度	83.1	82.4	82.3	82.2	83.5	83.1
	満足度	50.3	50.9	51.4	52.7	52.0	52.7

資料: 江田島市市民満足度調査

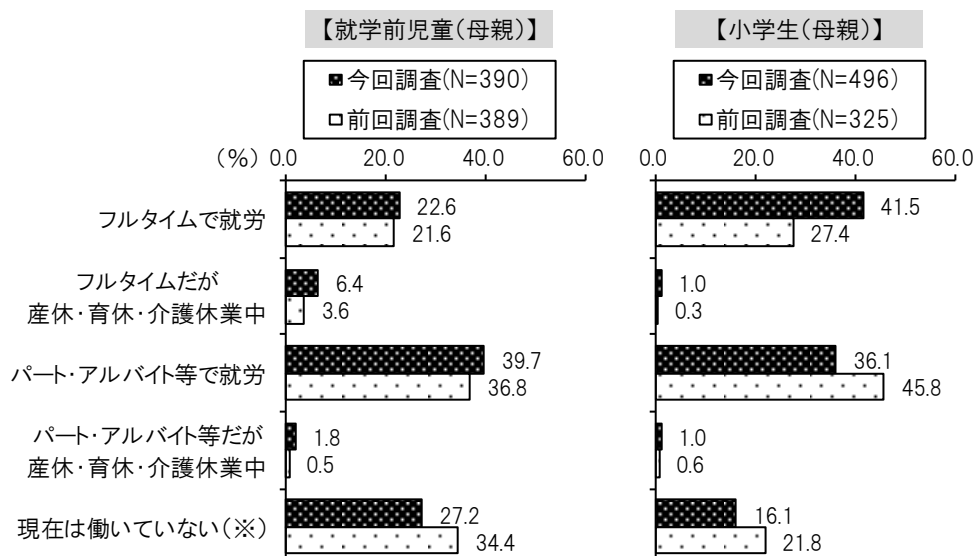
【2】 ニーズ調査結果から読み取れる課題

1 保護者の就労状況について

- 子どもの成長に伴い、就労する母親が増える傾向にあります。
- 以前に比べ、就労又は就労を希望する母親が増加傾向にあります。
- 就労を希望する母親に向けた就労環境の整備と、そのための子育て支援策の充実が求められます。

- 就学前児童の母親の約3割がフルタイム、約4割がパートタイムと合計約7割の母親が現在就労していることとなります。小学生になると就学前の子どもに比べ母親の就労している割合は高まります。
- 第1期計画策定時のニーズ調査結果（前回調査）と比較すると、就学前児童の母親ではパートタイムがやや増加し、小学生の母親ではフルタイムで就労している割合が大幅に増加し、パートタイムが減少しています。

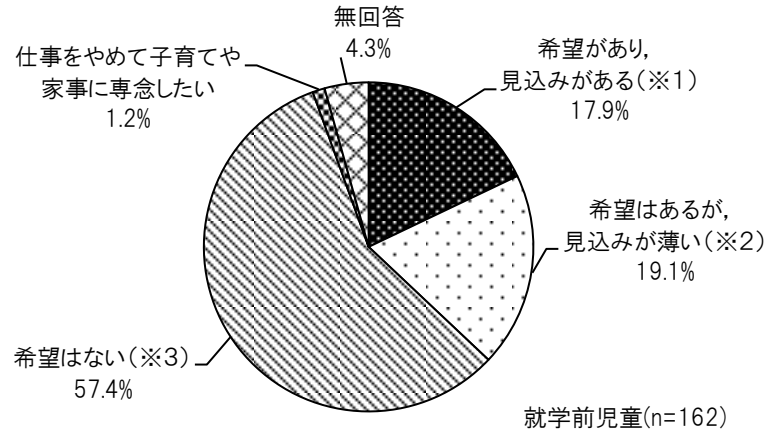
《図16 就労する母親の割合》



※今回調査では、「以前は働いていたが現在は働いていない」「これまで働いたことがない」の合計
 注1：前回調査では、選択肢に「介護休業中」の文言はない。
 注2：図中に示すNは、比率算出上の基数(標本数)。全標本数を示す「全体」を「N」、「該当数」を「n」で表記している。(以下同様)

- 一方、現在、パート・アルバイト等で就労している就学前の子どもの母親の4割近くが、フルタイムへの転換を希望しています。

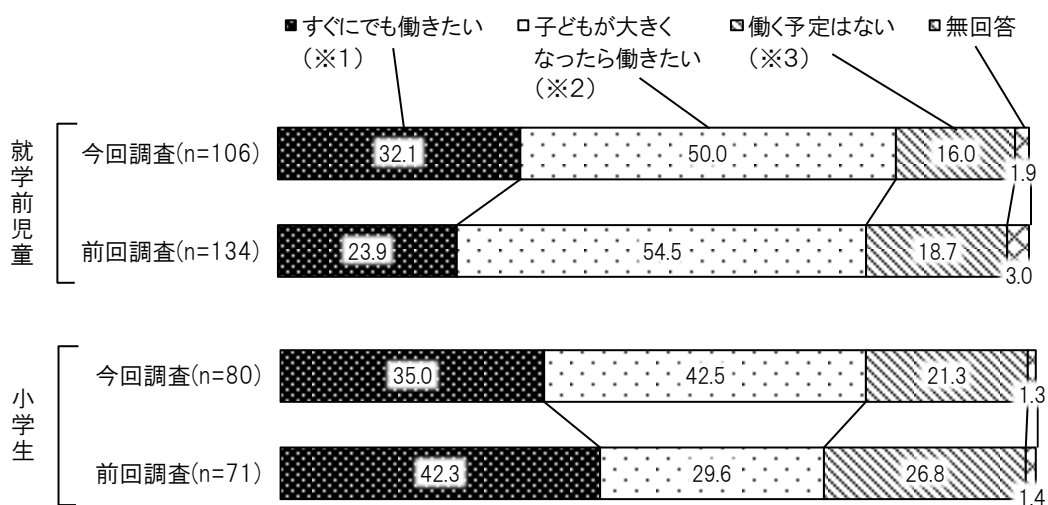
《図 17 母親のフルタイムへの転換希望》



※1: 希望があり、フルタイムになれる見込みがある
 ※2: 希望はあるものの、フルタイムになれる見込みが薄い
 ※3: 希望はない(パート・アルバイト等のままでよい)

- 現在、就労していない母親の大半が、今後、パート・アルバイト等を中心とした就労を希望しています。
- 第1期計画策定時のニーズ調査結果（前回調査）と比較すると、現在働いていない母親が「すぐにでも働きたい」と思う割合は、就学前で大きく増加しています。

《図 18 現在、就労していない母親における今後の就労意向》



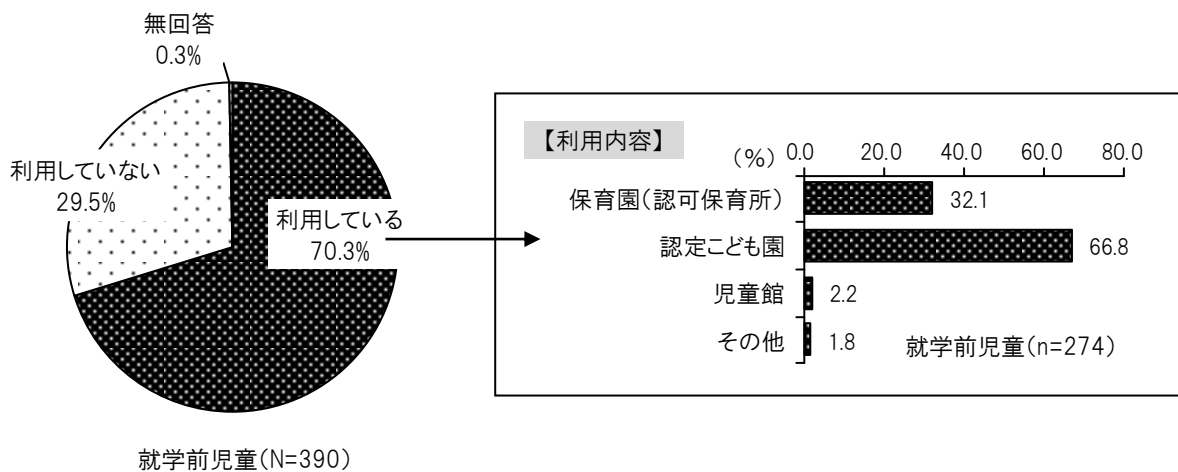
※1 すぐにでも、又は1年以内には働きたい
 ※2 子どもがある程度大きくなったら(1年以上先)働きたい
 ※3 働く予定はない(子育てや家事などに専念したい)

2 子育て支援施設等の利用について

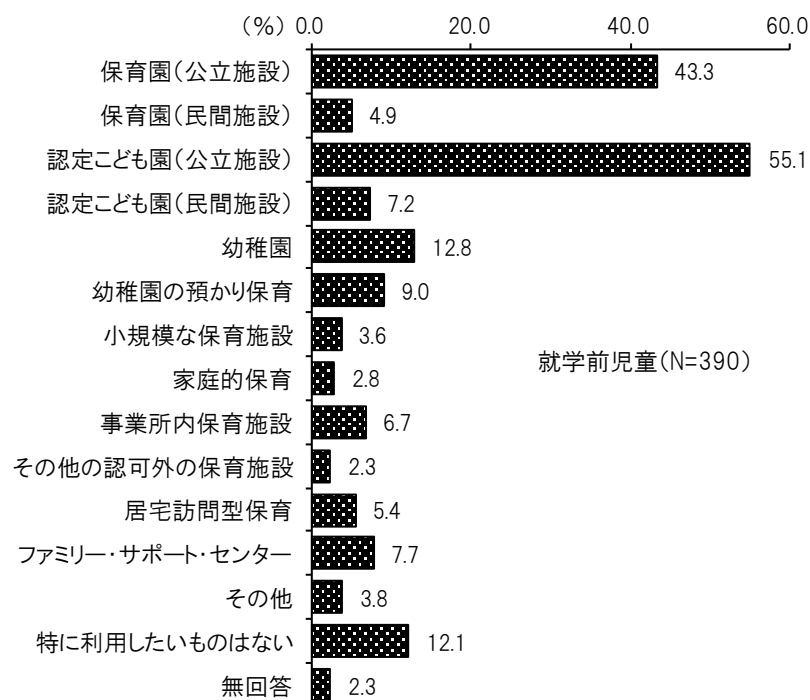
- 子どもが3歳未満の早い段階から、保護者が働きながら子育てできる環境づくりが求められています。それに伴い、教育や保育を提供するための人材の確保、技術、技能を含む質の向上も必要です。
- 土曜日や日祝日に対応できる施設の検討や、長期休業中の対応についての検討が必要です。
- 子育て世代包括支援センターの所在や機能等についての周知、情報提供の充実が必要です。

- 子育て支援施設の利用者の割合は、「認定こども園」が7割近く、「保育園」が約3割を占めています。今後の利用希望でも「認定こども園」が過半数を占め最も高く、「保育園」が4割以上で続きます。

《図 19 保育施設等の利用状況》

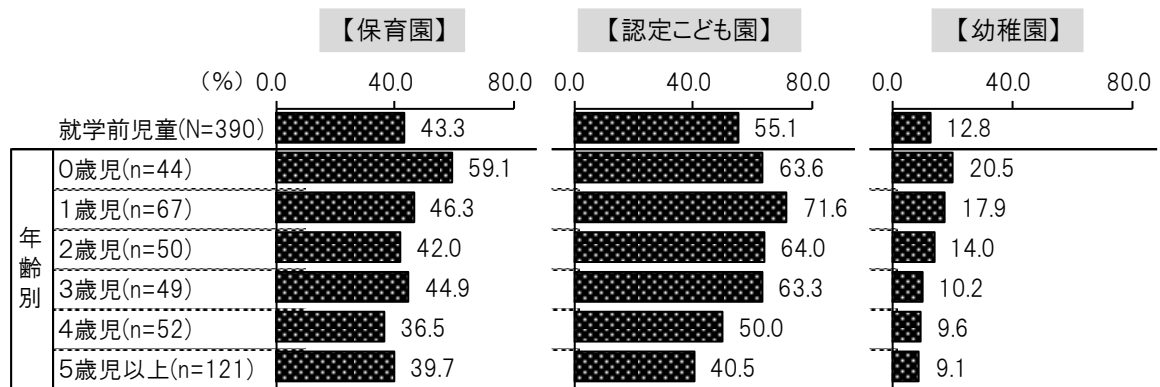


《図 20 今後の利用希望》



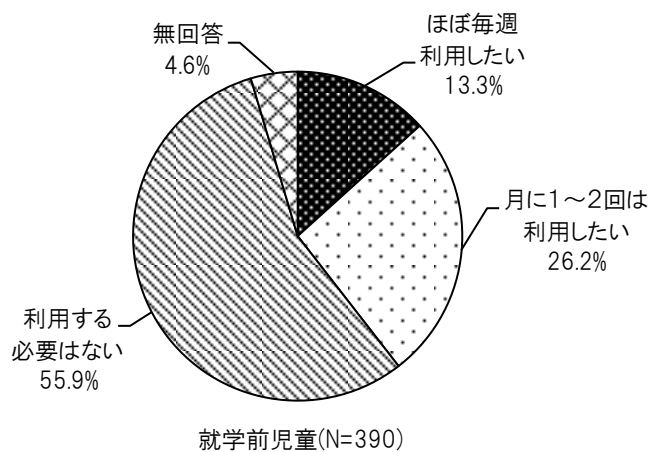
- 最もニーズが高い「認定こども園」では1歳児の入園希望が約7割、保育園では0歳児の入園希望が約6割と低年齢からの利用希望が多くなっています。
- 施設を選ぶ際に重視することでは、「自宅から近い」という立地条件をはじめ「教育や保育の内容」「園庭や遊具などの施設・設備」などが多く回答されています。

《図 21 保育施設の年齢別ニーズ》

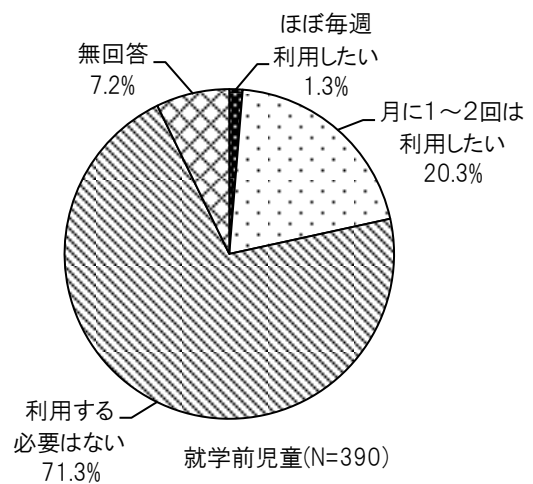


- 保育施設の土曜日や日祝日の利用については、土曜日が約4割、日祝日は2割の保護者が「利用したい」と回答しており、長期休業中の利用については、認定こども園利用者の8割近くが「ほぼ毎日」もしくは「週に数日」利用したいと回答しています。

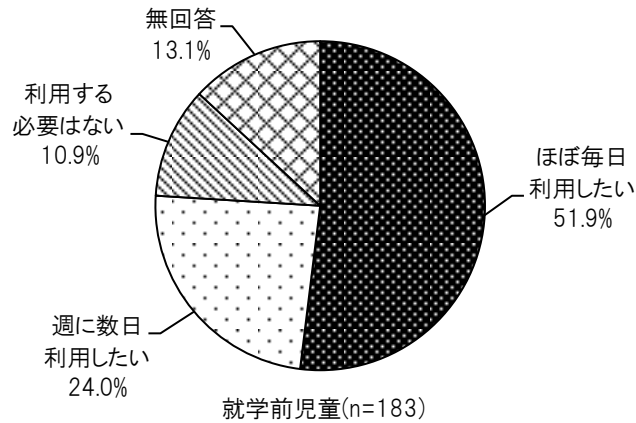
《図 22 土曜日の利用希望》



《図 23 日祝日の利用希望》



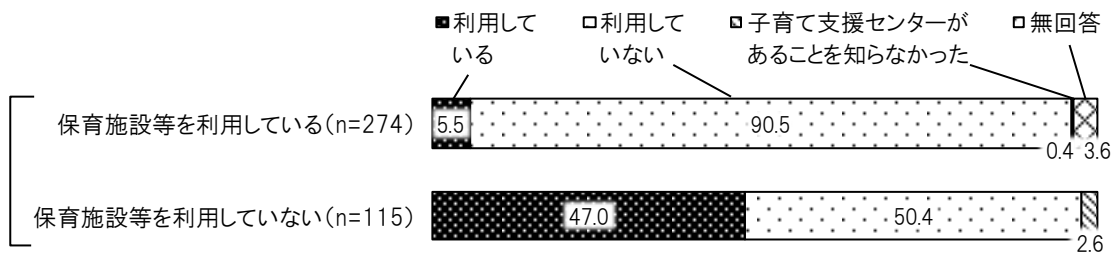
《図 24 長期休業中の利用希望》



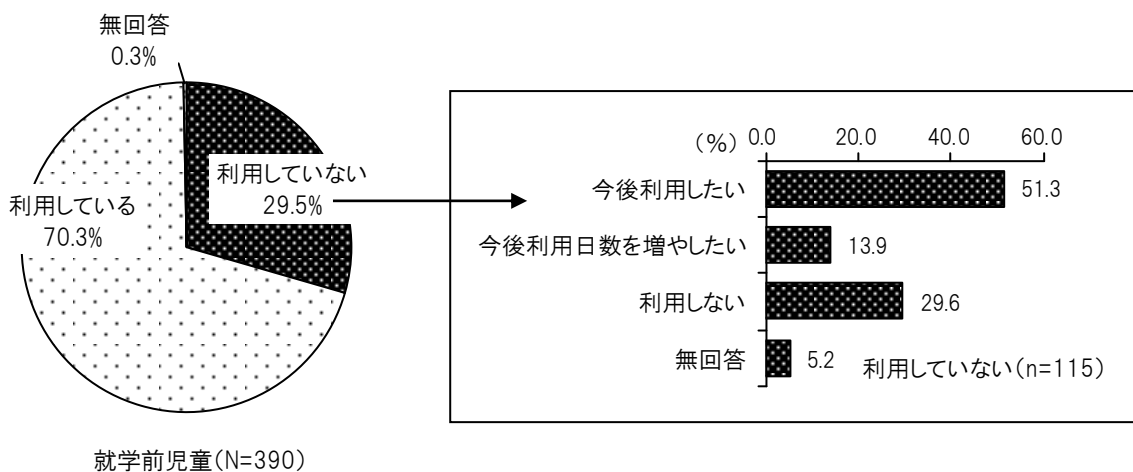
注：現在「認定こども園」を利用している方を対象。

- 保育所等の子育て支援施設を利用していない保護者における子育て世代包括支援センター（調査当時の呼称は「子育て支援センター（にこにこハウス）」）の利用は約半数を占めており、今後の利用希望も6割以上とニーズの高さがうかがえます。

《図 25 子育て世代包括支援センターの利用状況》



《図 26 保育施設等を利用していない人の今後の利用希望》

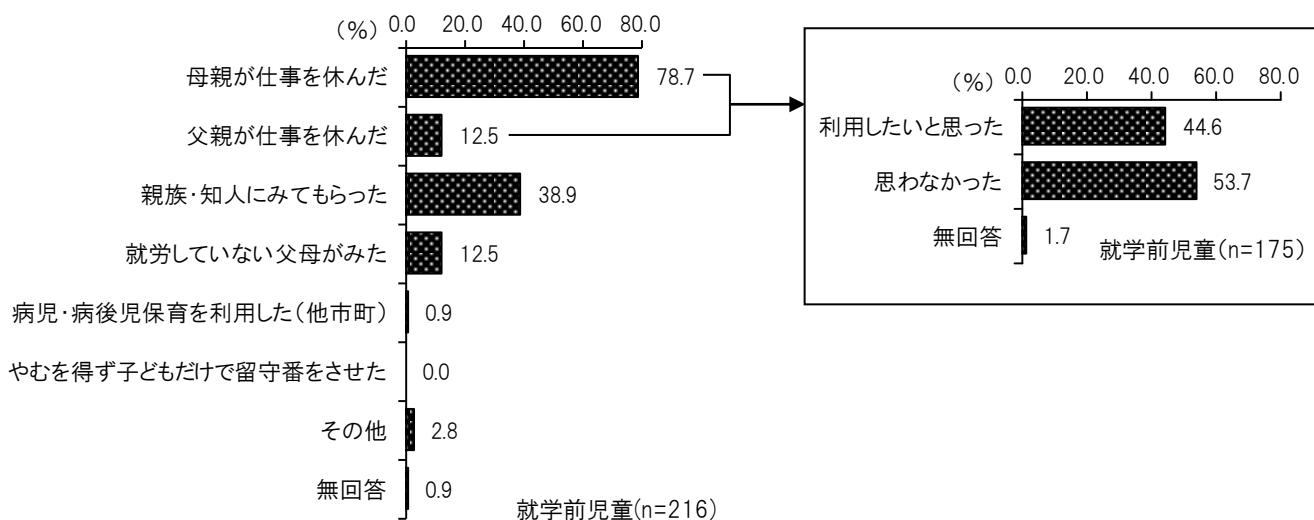


3 子どもが病気の際の対応について

○「江田島市病児・病後児保育事業」についての周知，情報提供の充実が必要です。

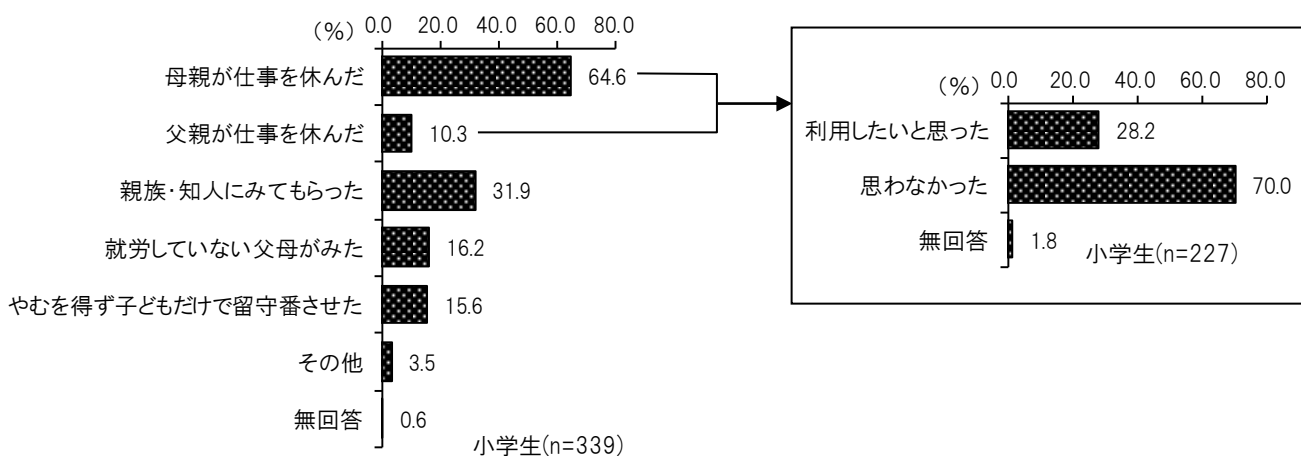
- 最近1年間で，子どもが病気やけがのときに仕事を休んで保護者がみた割合は約8割となっており，そのうち4割以上が「病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った」と回答しています。

《図 27 病気やけがの際の対応について（就学前児童）》 《図 28 病児・病後児保育事業の利用意向割合》



- 小学生の保護者では，約7割が子どもの病気やけがのときに仕事を休んだことがあると回答しており，そのうち約3割が「病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った」と回答しています。

《図 29 病気やけがの際の対応について（小学生）》 《図 30 病児・病後児保育事業の利用意向割合》

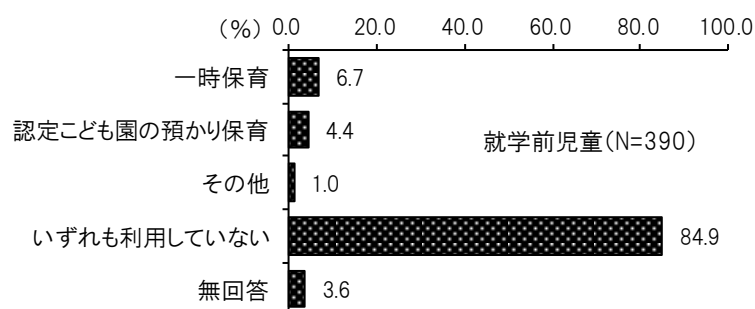


4 就学前の子どもの一時保育や宿泊を伴う預かりについて

○一時保育について、より分かりやすい利用方法の周知などが必要です。

- 「一時保育事業」の現在の利用率は1割未満と僅かですが、利用希望は3割以上と高いニーズがうかがえます。また、宿泊を伴う預かりが必要となった割合は1割程度みられ、そのときの対処として「親族・知人に子どもをみてもらった」が多数を占めています。

《図 31 一時保育の利用状況》

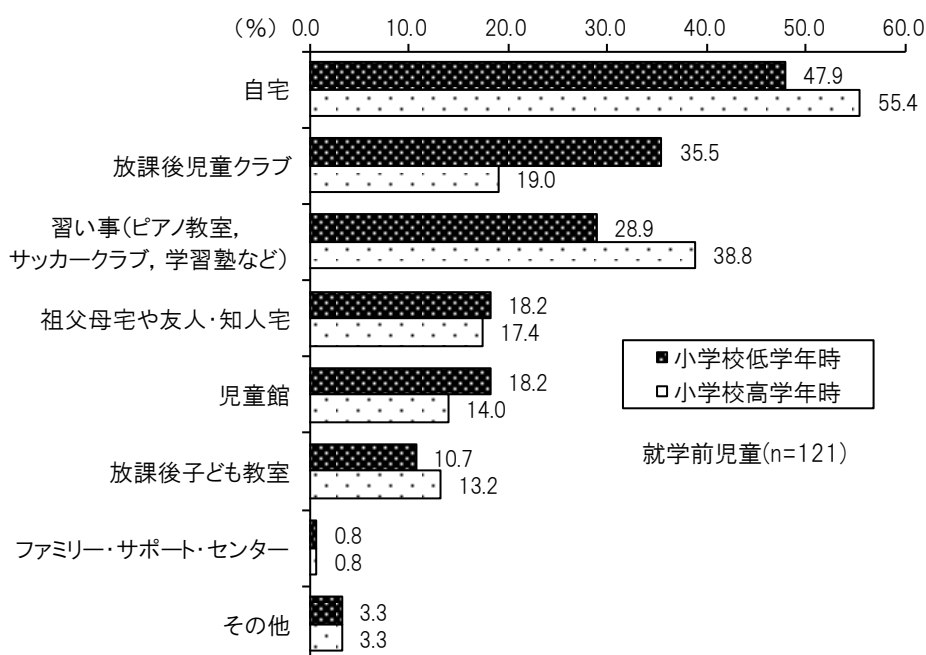


5 就学前の子どもの小学校入学後の放課後の過ごし方について

○低学年の「放課後児童クラブ」利用へのニーズが高い傾向を見据えた対応が必要です。

- 就学前の子どもの小学校入学後の放課後の過ごし方については、低学年時、高学年時共に「自宅」と回答した保護者が多く、特に高学年時では過半数を占めています。一方で、低学年時については「放課後児童クラブ」の利用希望が4割近くを占めています。

《図 32 小学校入学後の放課後の過ごし方》

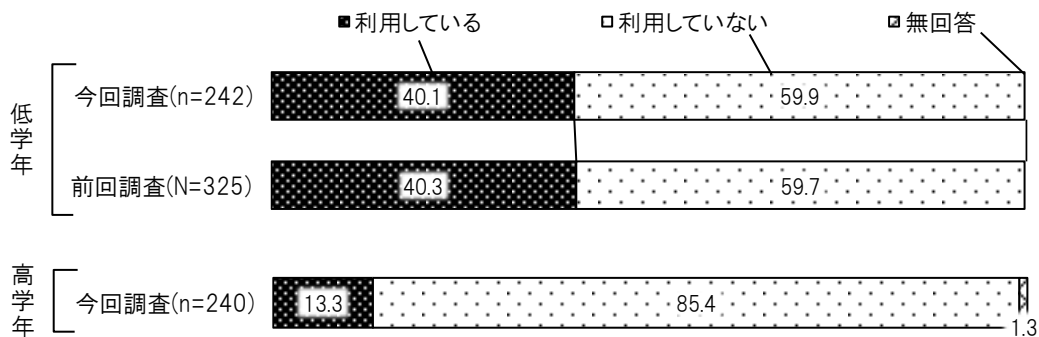


6 小学生の放課後児童クラブ等の利用について

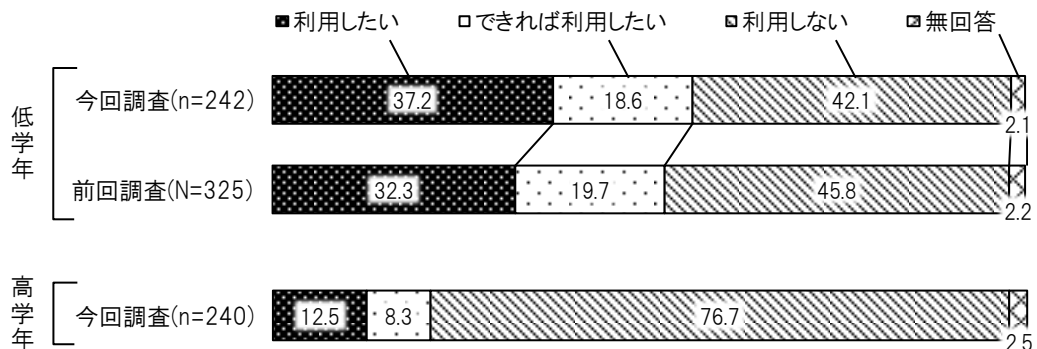
- 既存施設における老朽化や耐震化を視野に入れた施設・設備の充実について検討が必要です。
- 放課後児童支援員等の適正な確保など、利用を希望する子どもの受入体制の充実を図ります。

- 小学校低学年時に放課後児童クラブを利用している割合は約4割ですが、今後の利用希望は半数以上と高いニーズがみられます。
- 第1期計画策定時のニーズ調査結果（前回調査）と比較すると、低学年時における放課後児童クラブの利用ニーズは増加しています。

《図 33 放課後児童クラブの利用状況》



《図 34 今後の利用希望》



- 放課後児童クラブ利用者の満足度はおおむね高くなっていますが、「施設や設備」「利用できる曜日や時間」等に対する不満がやや高くなっています。
- 放課後児童クラブについては、平日だけではなく長期休業中における利用希望も多くみられます。
- 現在、本市では実施していない「放課後子ども教室[※]」の利用希望は、約4割とニーズは高くなっています。

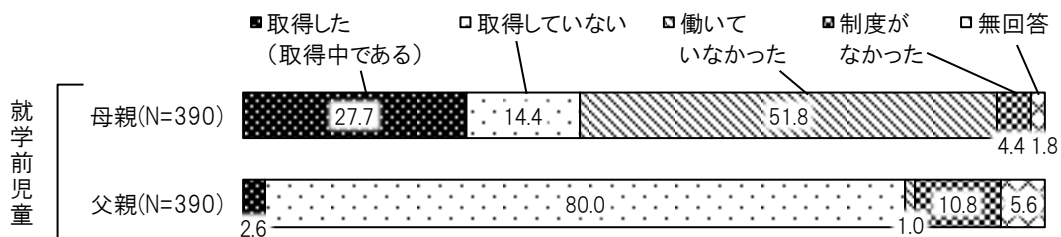
※【放課後子ども教室】地域のボランティア指導者や協力者のもとで、子どもが自主的に参加し、遊びを楽しんだり、物づくりや体験学習、世代間交流などを行ったりします。

7 育児休業の利用について

- 多様な保育サービスの充実や子育てしやすい就労環境づくり，事業所への啓発，育児休業や産前産後休業取得後のスムーズな職場復帰支援等の取組が引き続き重要です。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の継続的な推進が必要です。

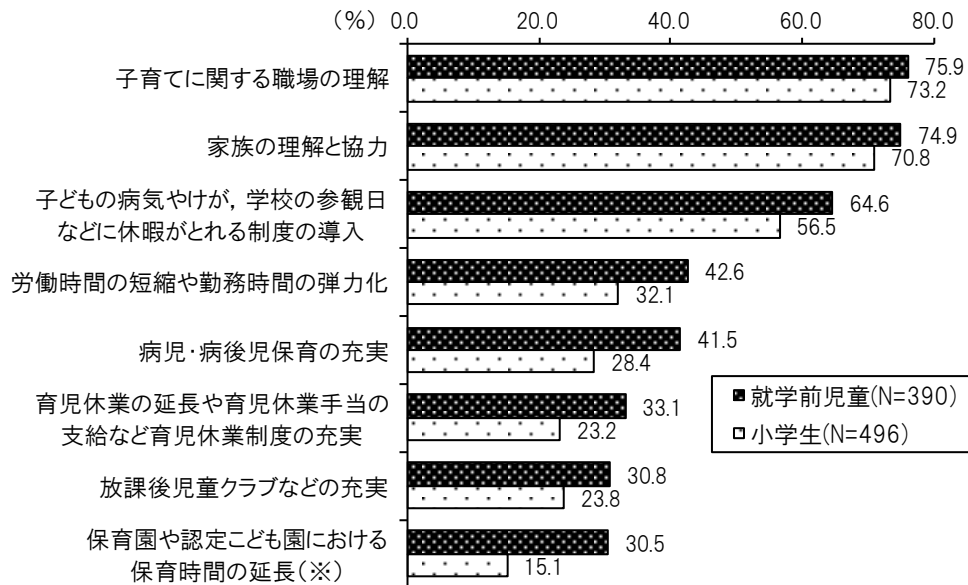
- 育児休業を取得したことがある就学前の子どもの母親は約3割みられますが，育児休業を取得せずに退職したり，勤務先に制度がなかったりするケースもみられます。

《図 35 育児休業取得状況》



- 仕事と子育ての両立については，「子育てに関する職場や家族の理解・協力」が，高い割合で求められています。

《図 36 仕事と子育てを両立させるために必要なこと（上位項目抜粋）》



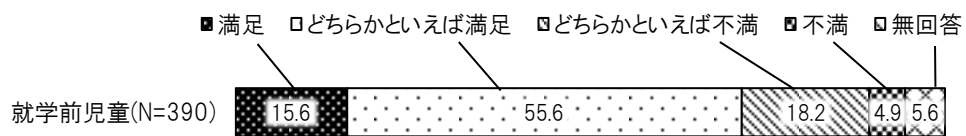
※小学生では「保育時間の延長」

8 妊娠・出産時の支援について

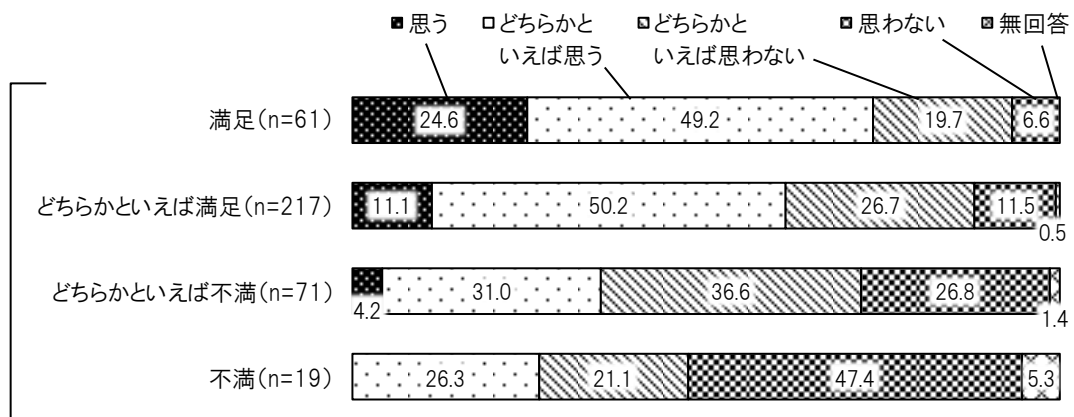
○妊娠期から子育て期に関する情報提供や相談窓口を周知し、不安軽減を図ることが必要です。

- 妊娠・出産時の情報提供や相談体制については約7割が満足したと回答しています。また、情報提供や相談体制に「満足」と回答した人ほど「子育てしやすいまちだと思ふ」への回答が多く、逆に、「不満」と回答した人ほど「子育てしやすいまちだと思わない」への回答が多くなっています。

《図 37 妊娠・出産時の情報提供等に対する満足度》

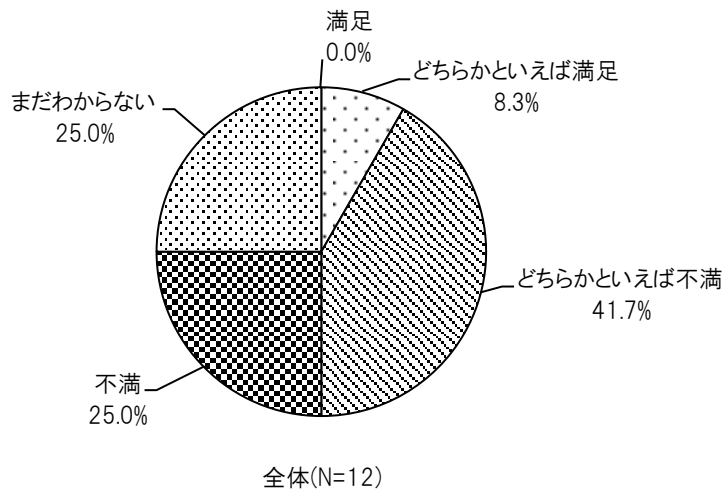


《図 38 満足度別の子育てのしやすさ》

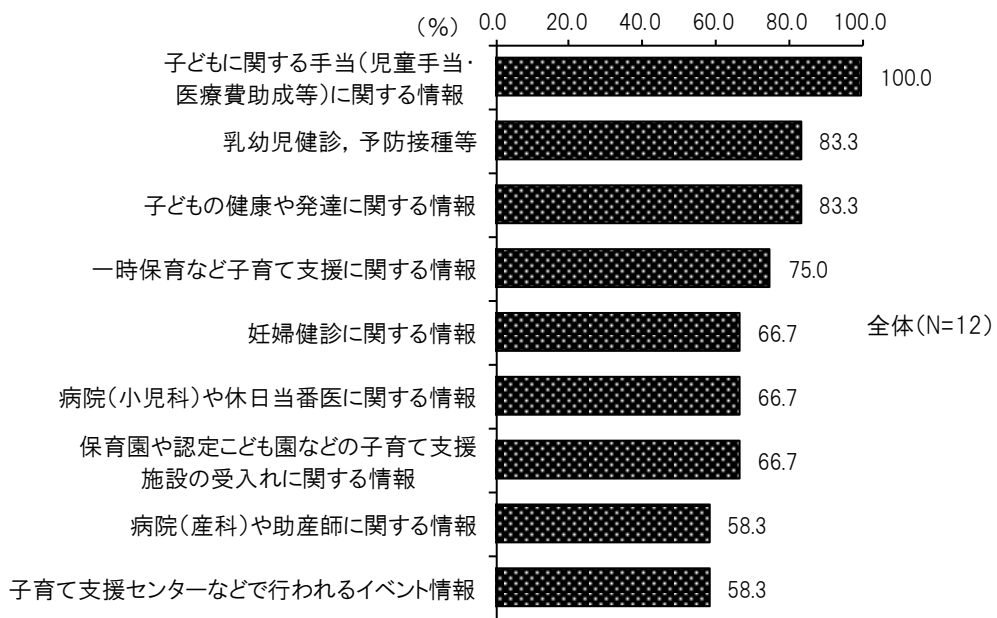


- 妊娠期の女性を対象とした調査では、妊娠・出産に関する情報提供や相談体制に対する満足度は、6割以上が「不満」と回答しており、「満足」と回答した人（1割未満）を大きく上回っています。知りたい情報としては、特に「子どもに関する手当（児童手当、医療費助成等）に関する情報」「乳幼児健診、予防接種等」「子どもの健康や発達に関する情報」などが続きます。

《図 39 妊娠中の情報提供等に対する満足度》



《図 40 妊娠・出産時に知りたい情報（上位項目抜粋）》

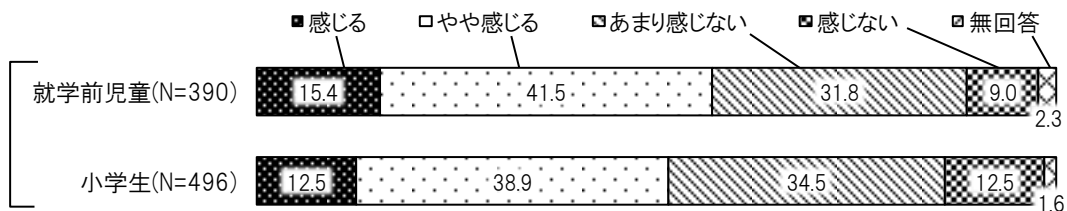


9 子育てに対する不安の解消について

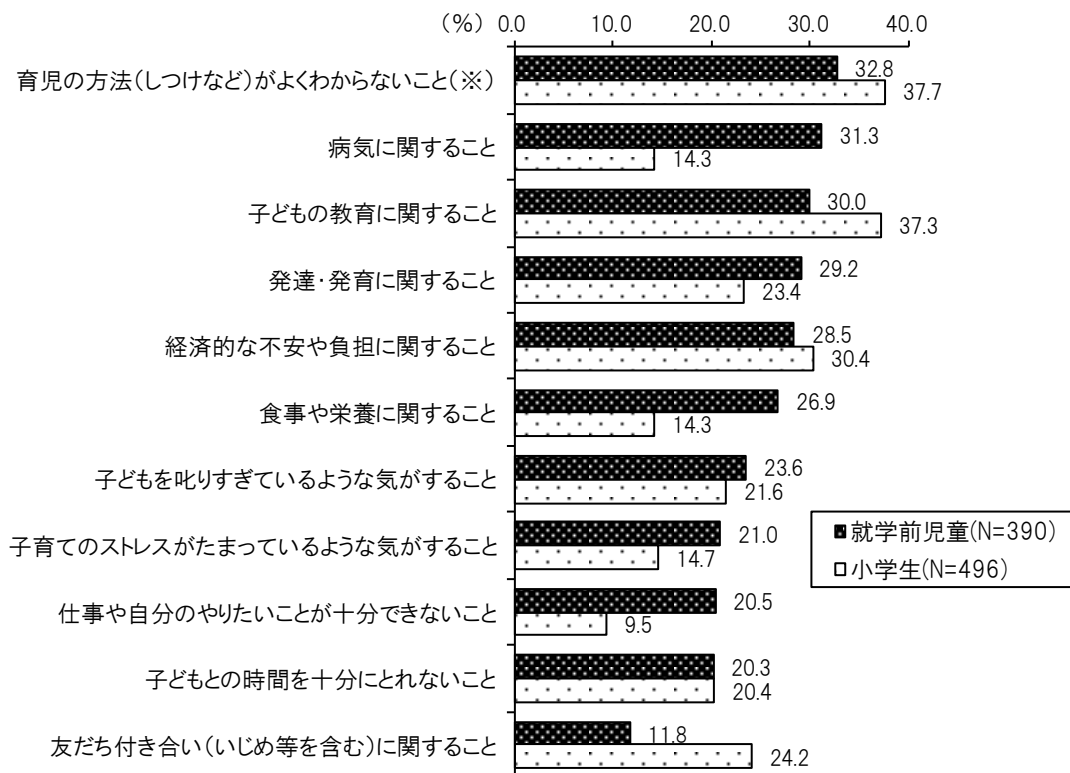
- 子育て中の保護者が子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え、地域から孤立するようなことがないよう、センターにおける相談機能の充実や子育て支援のネットワークづくりなど、支援体制の拡充を図る必要があります。
- 安全で安心して子育てするためには、家庭や地域、職場など周りの人の配慮が必要であると同時に親子の健康づくりへの継続的な支援が必要です。母子の健康の保持・増進は、子どもの健やかな成長の基礎といえます。

- 子育てに関する不安や負担は、就学前児童・小学生の保護者共に過半数が感じており、就学前児童の保護者では、「育児の方法（しつけ）」や「子どもの病気」「子どもの教育」「発達・発育」「経済的負担」など多岐にわたっています。

《図 41 子育てに関する不安や負担》



《図 42 子育てに関する悩み（上位項目抜粋）》



※小学生では「しつけに関すること」

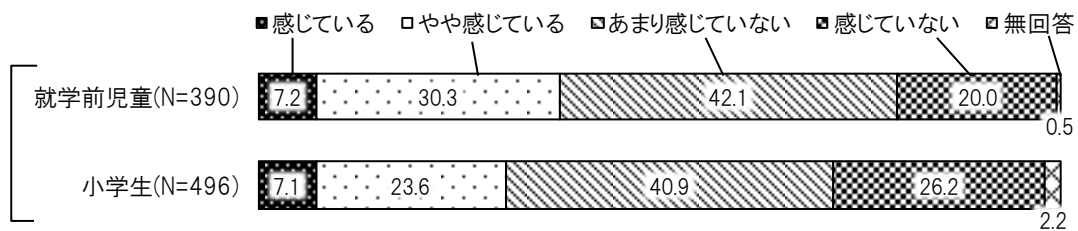
- 子育てに関する相談先は、主に家族や友人、知人など身近な人が中心となっており、子育て世代包括支援センター（調査当時は「子育て支援センター」）の利用は少ない状況です。
- 妊娠期の女性における、妊娠・出産に対する不安については、「経済的なこと」「今後の子育てについて」「周囲に支援者等がない」などを理由として、約9割が不安や負担を感じると回答しています。

10 配慮を必要とする子どもへの支援について

- 貧困の連鎖につながらないように、個々の実情に応じた様々な経済的支援への取組が必要です。
- 児童虐待の防止や早期対応に向けて相談先や通報先の周知などが必要です。
- 援助を必要とする子育て家庭に対し、より専門的な支援を行うための人材の確保や育成など、継続的な支援に向けた取組が必要です。

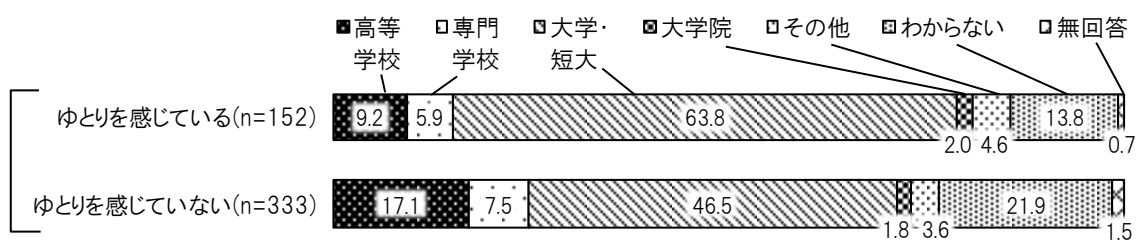
- 就学前児童・小学生の保護者共に、6割以上が「経済的なゆとりがない」と回答しています。

《図 43 経済的なゆとり》



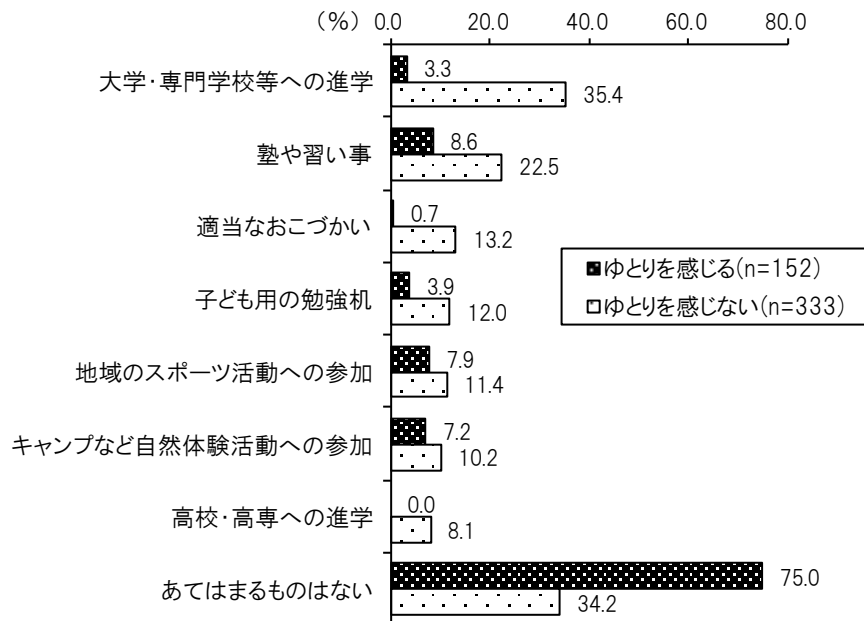
- 経済的にゆとりがないと回答した小学生の保護者では、理想とする子どもの進学先として「高等学校」や「専門学校」と回答した割合が、ゆとりがあると回答した小学生の保護者より多くなっています。

《図 44 経済的なゆとりと理想とする子どもの進学先》



- 世帯に必要だと思う支援については、小学生の保護者の半数以上が「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」といった支援を求めています。
- 小学生の保護者において、子どものために用意できていない又は用意できる見込みがないものとして、経済的にゆとりを感じない層では、感じる層と比較して大学等への進学や塾、習い事、おこづかいや勉強机などを用意できる見込みがないと回答する割合が高くなっています。

《図 45 家庭で子どもに用意できないこと（上位項目抜粋）》



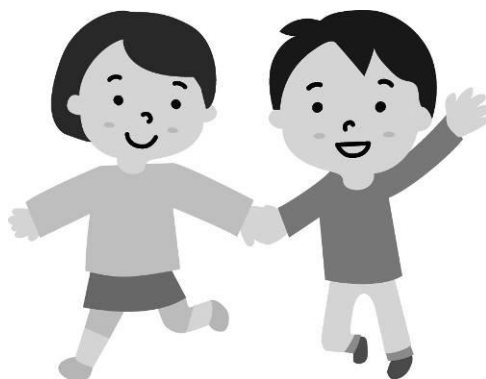
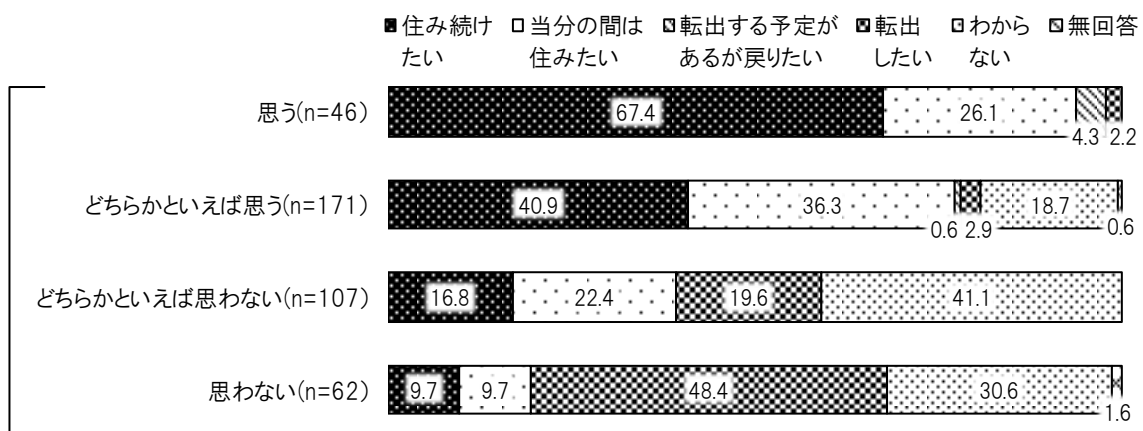
- 子どもへの暴力的言動等については、就学前児童・小学生の保護者共に半数以上が「必要以上に大声で怒鳴ったことがある」と回答しており、「感情のままにたたいたことがある」も2割程度みられます。一方で、児童虐待の相談先や通報先の認知度は3割程度と現状では高くない状況です。
- 介護と子育てを同時に行うダブルケアについては、小学生の保護者で約1割みられます。また、児童虐待をはじめひとり親家庭や障害児への支援など、配慮を必要とする子どもや家庭の問題は、多様化・複雑化しています。

11 子育てしやすいまちづくりに向けて

○子育て支援を充実することにより、本市への永住意向の増加につながる可能性がうかがえます。そのため、働きながら子育てできる環境づくりや安全で安心な遊び場の整備など、子育て家庭が暮らしやすい生活環境の整備が引き続き必要です。

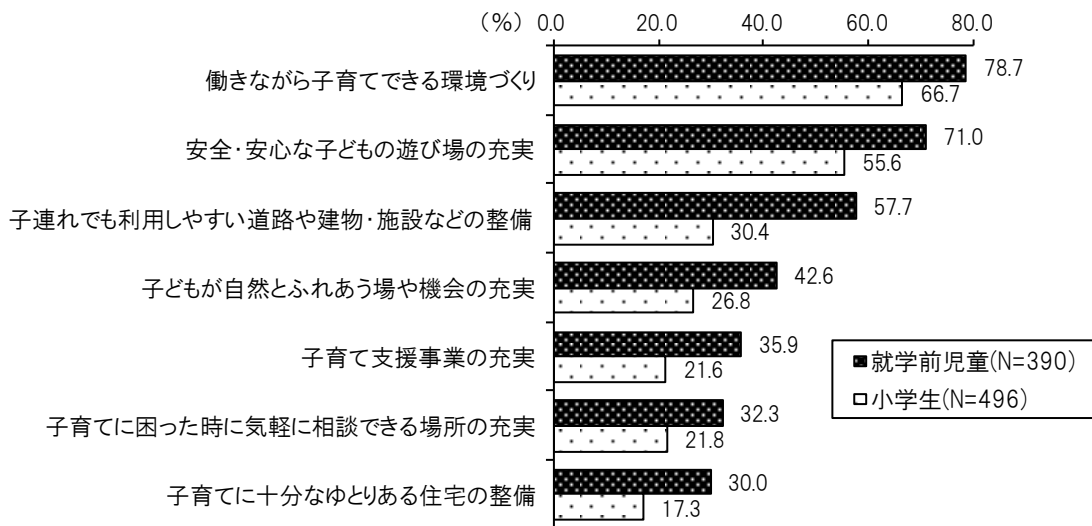
●江田島市が「子育てしやすいまちである」と回答した人ほど、「江田島市に住み続けたい」への回答が多く、逆に「子育てしやすいと思わない」と回答した人ほど「転出したい」への回答が多くなっています。

《図 46 子育てのしやすさ別にみた永住意向》



- 子育てしやすい社会のために必要と思う支援策をみると「働きながら子育てできる環境づくり」が約8割と最も高く、次に「安全・安心な遊び場」「道路や建物・施設などの整備」などが多くなっています。ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の継続的な推進とともに安全な遊び場や防犯，交通安全対策など，子どもの安全・安心の確保が求められています。

《図 47 子育てしやすい社会のために必要と思う支援策（上位項目抜粋）》



- 妊娠期の女性を対象とした調査では，子育て支援について充実させるべきこととして，「育児について学習できる場」や「パートナーの育児への参加を促す取組」「休日・夜間の小児救急医療体制」「育児の不安や悩みに対する相談体制」「育児に関する情報提供」など多岐にわたります。

12 フリーアンサー及びグループインタビュー結果（抜粋）

（1） 市内の子育て環境

- 妊婦健診の際の船のチケットはすごく助かった。ただ、病院が近くにないのがとても不便だった。近くても呉なので体調不良の際は本当にしんどかった。
- 土・日も利用できる子育て支援センターを増やしてほしい。
- 子どもがもっと遊べる場所や遊具を作してほしい。
- 習い事（体験など）や公園（マップ）など休日に遊べる場についての情報が無い。公園の場所が分かるマップもほしい。
- 結婚で島外から来た人が多く、その人が孤立するのが問題。子育て中の孤立感が深刻。
- 支援センターで交流できるが、ここでは3歳まで育てた母親としか情報交換できない。保育園やこども園、小学生の親などと交わる場所がない。

（2） 保育施設について

- これから保育園などに通わせるのに車がないので、送迎の面ですごく不安です。
- 保育園を全て認定こども園にすることはできないのか？徒歩圏内に保育園があるにもかかわらず遠い認定こども園まで通わなければならない。
- 土・日に預け先がない。
- こども園では8時半以降でないで預かってもらえない。呉への通院で、朝早く江田島を出たいのだが預けられない。早朝の保育も作ってほしいです。
- 仕事中に安心して子どもを預けられる場がほしい。自然豊かな点に魅かれて移住した人が多く、自分もその一人。が、こども園はその魅力を生かしていない。理想的な環境に引っ越して来たのにという思いがある。自然豊かな地の利を有効活用し、子どもたちには江田島の良いものに触れさせてほしい。特に園にいる時間が長いので、とても気になる。
- 園庭開放しているが、園は歓迎していないのではないかと感じる。

（3） 保健・医療について

- 夜間など、緊急時に対応してくれる小児科が島の中にあるとよい。
- 子どもの病気を気にせず目一杯働きたいので、病児保育があるととても助かります。
- 保育園や支援センターを新しくするのもよいが、療育施設や発達相談ができる病院なども作ってほしい。
- 病院がないので、夜間や休日等不安だ。呉か広島まで出ることが多い。
- 働いている人は有休休暇を子どものために使うが、有休休暇で全て賄えるわけではない。子が病気になったときに有休がなく、両親どちらも休めないとなったとき、見てくれるというところが島に1つあればと思う。有料でもいい。病気だと友達には頼めない。

(4) 子育て支援について

- 子育て世帯向けの住宅が少なすぎる。
- 放課後に親が留守でも安心して預けられる場所が少ないと思います。図書館や児童館も近くにありません。児童クラブ以外に子どもが集まれる場所がもっとほしいと思います。
- 乳児医療が6年生まで延長されましたが、中学校卒業まで伸ばして頂けたら嬉しいです。
- 買物のときに手助けしてくれる人、子どもの一時預かりがあればよい。
- 土曜日や祝日、急な用事ができたときに預けられる場所があれば助かる。
- ママ同士が仲良くできたり、好きなことを楽しめるサークルがあるといい。

13 ヒアリング調査結果（抜粋）

本計画の策定に当たり、市内の保育園、認定こども園、放課後児童クラブ、児童館、子育て世代包括支援センターなど、各施設の代表者又は責任者の方にヒアリング調査を実施した結果です。（内容は、回答者の意図を変えない範囲で要約しています。）

- 親子関係、保護者同士のつながりが希薄化していると感じる。
- 療育や0～1歳児の保育、ひとり親家庭や外国人労働者の増加等、社会やニーズに対応する支援ができていない。
- 保護者から体験学習や人と関わる経験、基本的な生活習慣定着への支援を求められる。
- 子どもの個性をしっかり伸ばせる環境づくりが必要。
- 子どもや子育て世代向けの施設や公園が少ない、とよく聞く。
- 保護者は、子育ての悩みを話す場がないと感じている。
- 「子どもの褒め方、叱り方が分からない」等、保護者から相談を受ける。
- 大型連休時等、放課後児童クラブ開所の要望が多い。

第4章 計画の基本的な考え方

【1】 基本理念

本市の最上位計画である「第2次江田島市総合計画」では、福祉・保健部門の「子育て環境の充実」において、子育て中の親子を地域全体で見守る環境づくりに向け保育サービスや子育て支援サービス等の充実を図っています。

この度のニーズ調査やヒアリング調査などから、本計画に対する継続的な課題や新たにみえてきた取組課題に対応し、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、本計画の上位計画に当たる「第3次江田島市地域福祉計画（自殺対策計画含む。）」との連携を踏まえ「一人ひとりが自分らしく輝き共に生きるまち・江田島 ～地域で見守り 支えあう 子育てにやさしいまち えたじま～」を基本理念に掲げ、その実現に向けて計画を推進します。

計画の推進に当たり、子育てを通じた「つながり」をキーワードとし、「育つ（成長）」「見守る」「支える」に視点をおいて、親子が周囲に支え見守られていると感じながら、健やかに成長できるやさしいまちを目指します。

【基本理念】

一人ひとりが自分らしく輝き共に生きるまち・江田島

～ 地域で見守り 支えあう 子育てにやさしいまち えたじま ～

キーワード 「**つながり**」



【2】 基本目標

基本理念の実現に向けて、子育て支援をまちづくりの中心に据えて、本市の子育てを取り巻く環境や市民の意識、ニーズなどを踏まえ、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標1 親子が共に成長する（育つ）子育て

親子が共に成長するための取組に力を注ぎます。

妊娠期の女性が抱える不安の解消をはじめ、妊娠から出産、育児に至るまでの切れ目のないつながりのある支援を提供するとともに、本市の自然豊かな環境を生かした体験活動や保護者の学びの場、交流の場の充実を図り、親子がつながりを大切にしながら共に成長できる子育てを目指します。

基本目標2 みんなで見守る子育て

親子の成長を温かく見守る地域の仕組みづくりを行います。

地域に暮らす一人ひとりが大切にされ、地域全体で子育てを支え、見守るための意識の醸成を図るとともに、地域の中での親子の交流や仲間づくり、世代間の交流を促進することにより顔の見える関係（つながり）による地域で見守る子育てを目指します。

基本目標3 みんなで支えあう子育て

親子の成長と子育てを見守る地域を支える施策を進めます。

子育て中の多岐にわたる不安や悩みへ対応するため、専門職による相談体制や多様化する保育ニーズに対応するための受入体制の充実、また、地域の中で子どもが安心して過ごせる場を整備するなど、親子が安心して子育てできるよう子育てに関わる機関がつながり支え合う子育てを目指します。

この3つの基本目標に基づく取組を進めることで、子育て支援を通じた様々な「つながり」を紡いでいき、親と子、親子と地域、親子・地域と行政機関のそれぞれが共に成長し、人とまちとの絆を結びます。

子どもにやさしいまち、子育てにやさしいまちは、障害者にも高齢者にもやさしいまちになります。地域のつながりを大切に、全ての市民にやさしいまちづくりを進めることで、「一人ひとりが自分らしく輝き共に生きるまち・江田島」の実現を目指します。

【3】

施策体系

【基本理念】

一人ひとりが自分らしく輝き共に生きるまち・江田島
～ 地域で見守り 支えあう 子育てにやさしいまち えたじま ～

【基本目標】

【基本施策】

【施策の方向】

1
親子が共に
成長する(育つ)
子育て

1 健康づくりの推進

・健康の保持・増進
・食育の推進

2 心を育む機会の充実

・体験やふれあいの機会づくり
・学ぶ力を伸ばす教育の推進

3 子育て力の向上

・保護者の学びと交流の場の提供

2
みんなで
見守る
子育て

1 子育てを支え・見守る意識
の醸成

・子育てに対する意識の醸成
・子どもの人権と権利を守る取組の充実
・ワーク・ライフ・バランスの推進

2 地域のつながりづくり

・交流の場とネットワークづくり
・世代間交流の推進と人材の育成
・地域での見守り活動の充実

3
みんなで
支えあう
子育て

1 相談体制の充実

・妊娠期からの切れ目ない支援体制づくり

2 保育サービスの充実

・受入体制の整備
・多様な保育ニーズへの対応
・人材の確保と育成

3 子育て支援サービスの
充実

・子どもの居場所づくりの整備
・外国人家庭への支援
・配慮を必要とする子どもや家庭への支援

4 子どもの安全・安心の
確保

・公共施設の整備
・遊び場の充実

第5章 施策の展開

基本理念「地域で見守り 支えあう 子育てにやさしいまち えたじま」の下、3つの目標「1 親子が共に成長する（育つ）子育て」「2 みんなで見守る子育て」「3 みんなで支え合う子育て」を掲げ、今後5年間で特に次の3つについて、重点的に取り組みます。

【重点的な取組】

1 保育サービスの充実

① 保育施設での受入体制

3歳未満児の入園希望の増加に対応できるよう、人材の確保やICT（情報通信技術）の活用を図り保育士の保育時間を確保することにより、受入体制を整備します。また、保育園で1号認定（3歳以上で保育の必要がない子ども）の受け入れができるよう、保育園の認定こども園への移行を含めた検討をします。

② 保育ニーズへの対応

子育てへの安心感につながるよう、ファミリー・サポート・センターを早期に設置します。

2 妊娠期からの切れ目ない支援体制づくり

① 相談体制の充実

子育てや生活に関する保護者の悩みや困りごとについて、保育施設で家庭相談員による相談が受けられる体制を整備します。

② 妊娠期への支援の充実

妊娠期からの多岐にわたる悩みや不安を軽減するため、助産師との連携による個別相談や家庭訪問による支援体制の充実を図ります。

3 保護者の学びと交流の場の充実

① 保護者の学びの場の充実

家庭の教育力の向上と子育ての不安解消のため、「親の力を学び合う学習プログラム」を推進します。

4 子どもの居場所づくりの整備

① 子どもの居場所づくり


児童館や交流プラザ等の活用、園庭開放や出前講座を開催するなど、子どもが地域で安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

【基本目標 1】 親子が共に成長する（育つ）子育て

基本施策 1 健康づくりの推進

気軽に相談できる環境を整え、妊婦や乳幼児の健康診査をはじめ食育の推進など、親子の健康づくりを支援します。

(1) 健康の保持・増進

取組	内容	担当課
乳幼児健康診査等	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの健康の保持増進を図るとともに保護者の不安や悩みの軽減につながるよう、乳幼児健康診査等を実施します。 <p>≪乳幼児健康診査の様子≫</p> 	子育て支援課
親子の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの健全な発育・発達を促進するため、離乳食教室や歯みがき教室などを通じて、子どもの成長段階に応じた食事や遊び、生活習慣の大切さについて啓発します。 	保健医療課 子育て支援課
健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ活動や文化芸術活動を推進し、子どもの心身の健全育成に努めます。 	生涯学習課
小児救急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの体調急変時における相談先等（「こども医療でんわ相談（#8000）」「救急相談センター広島広域都市圏（#7119）」）の周知に努めます。 ●子どもの病気や応急処置等について、子どもと一緒に学べる「にこにこQQひろば」を開催します。 	保健医療課 消防本部 子育て支援課

(2) 食育の推進


取組	内容	担当課
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●第3次健康江田島21計画に基づき、子どもの頃からの継続した食育と「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣付けをはじめ、食への感謝の心の醸成とマナーの習得など、家庭・地域・行政が連携して食育を推進します。 	保健医療課 学校教育課 子育て支援課

基本施策2 心を育む機会の充実

地域で活動する人材や子育て関係団体と連携し、親子が気軽に体験活動やふれあい活動に参加できる環境づくりを推進します。また、児童生徒が子どもを産み育てることの楽しさや大変さを学び、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児とのふれあいを実感できる機会を提供します。


関係機関や地域との連携を深め、子どもが個性を発揮し基礎学力の向上ときめ細かな教育の推進を図るとともに、地域に開かれた学校づくりを推進します。

(1) 体験やふれあいの機会づくり

取組	内容	担当課
特色ある保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ●特色ある保育事業を通じて、次代を担う子どもが学びの楽しさを感じ、生涯の基盤となる人間性を育む環境づくりを推進します。 	子育て支援課
体験活動等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●子育ての楽しさや大変さを学ぶため、中学生を対象に保育施設での職場体験や乳幼児とのふれあい体験などを実施します。 ●「ふるさと」を大切にする心を育むことを目的として、大柿自然環境体験学習交流館（さとうみ科学館）において「さとうみサマーキャンプ」を実施します。 ●平和学習、リーダー研修会等を実施し、ジュニアリーダーズクラブ（江田島市子ども会連合会）の活動を充実します。 ●にこ♥にこひろばや児童館で実施する、季節の行事や物づくり、遊び等の体験、親子や子育て世代同士の交流を通じて、子どもの豊かな成長を支援します。 	学校教育課 生涯学習課 大柿自然環境 体験学習交流館 子育て支援課
絵本に親しむ環境	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館をはじめ、にこ♥にこひろば、保育施設などを中心に、幼い頃から絵本に親しむ環境づくりを推進します。 <p style="text-align: center;">《読み聞かせの様子》</p> 	生涯学習課 子育て支援課
生涯学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ●市民センター・交流プラザ所管課との連携を強化し、若者も参加できる生涯学習活動の活性化を図ります。 	地域支援課 市民センター 生涯学習課

取組	内容	担当課
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●総合的な学習の時間や道徳の授業等において地域の人材をゲストティーチャーとして招くとともに小・中学校と連携を図り、体験活動を充実します。 	学校教育課

(2) 学ぶ力を伸ばす教育の推進

取組	内容	担当課
児童・生徒の学力向上	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得など、学力向上を図るための取組を支援します。 ●全国学力・学習状況調査等の学力調査を活用して授業の改善を図るなど、市全体の更なる学力向上に努めます。 	学校教育課
学校経営の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中学校の学校経営を支援することにより、一定水準の教育の質を確保し、その向上を図ります。 	学校教育課
外国語指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ネイティブな発音や外国の異文化、習慣に慣れ親しむことを目的として、外国語指導助手（ALT）を派遣し、小学校及び中学校の英語教育の充実を図ります。 	学校教育課
キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校におけるキャリアノートの作成、中学校における5日間の職場体験学習（キャリア・スタート・ウィーク）等キャリア教育の推進により、児童生徒が社会人、職業人として自立していくために必要な意欲、態度や能力を育みます。 	学校教育課
地域に開かれた学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●各教科や総合的な学習の時間に地域人材をゲストティーチャーとして招くなど、地域の人的資源を積極的に活用し、児童生徒の郷土を愛する心や誇りを育みます。 <p>《ゲストティーチャーによる授業の様子》</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●学校のホームページや学校だより、校内の掲示板等で児童生徒の学習活動の様子を広く情報発信し、地域公開授業を行うなど、地域に開かれた学校教育を推進します。 	学校教育課

基本施策3 子育て力の向上

家庭教育について、保護者が学べる機会の充実を図り、子育てに対する保護者の悩みや不安を軽減し子育てに前向きに取り組めるよう支援します。

(1) 保護者の学びと交流の場の提供

取組	内容	担当課
保護者の学びの場の充実 【重点】	●家庭教育講演会の対象者やニーズを把握し、家庭の教育力の向上と子育ての不安解消を目的とした「親の力を学び合う学習プログラム」を、家庭教育支援事業の中心事業として実施します。	生涯学習課



【基本目標 2】**みんなで見守る子育て****基本施策 1 子育てを支え・見守る意識の醸成**

行政をはじめ子育てに関わるあらゆる人や機関が連携し、子育てを地域全体で見守り、支え合う意識の醸成に向けた啓発活動を推進するとともに、子どもも人格を持つ一人の人間として子どもの権利に対する理解を深める取組を充実します。また、就労ニーズの高まりを踏まえ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）を推進します。

(1) 子育てに対する意識の醸成

取組	内容	担当課
子育て意識の啓発	●地域での温かい交流で支え合うコミュニティづくりに向け隣近所の声掛けや挨拶、近所付き合いや見守り等を大切にする地域づくりを推進し、全市的に地域福祉に関する意識向上を図ります。	全部局
制度の周知と啓発	●育児休業や介護休業制度の普及に向けて事業主に働き掛けるとともに制度の活用について広報等を通じて啓発します。また、性別にかかわらず、平等に制度を活用できる環境づくりを推進します。	総務課

(2) 子どもの人権と権利を守る取組の充実

取組	内容	担当課
人権啓発事業	●子ども一人ひとりの人権が尊重され、全ての子どもが地域の中で健やかに育つために、関係機関と連携し人権啓発を推進します。	学校教育課 生涯学習課 子育て支援課
子どもの心のケア	●児童生徒及び保護者の心のケアと課題解決に努めるため、市内の小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の相談に応じます。また、相談しやすい体制づくりに努めます。	学校教育課
児童虐待防止対策の推進	●子どもに対する虐待の防止及び早期発見に向け、関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会の円滑な運営を図ります。 ●関係機関と緊密な連携を図り、DVや虐待等の課題を抱える家庭への早期対応に努めます。 ●家庭相談員の専門性を高めるとともに人材の確保や育成に努め、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

取組	内容	担当課
仕事と家庭生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定的な性別役割分担意識の払拭に向け、男女共同参画セミナーの開催や啓発を推進します。 ● 庁内においても、男性の育児休業の取得促進や職員研修における男女共同参画をテーマにした取組を推進し、意識啓発を図ります。 ● 育児に不安を持つ保護者への子育て相談を実施するとともに育児教室等の充実を図り、男性の家事・育児に対する理解を深めます。 	総務課 人権推進課 子育て支援課

基本施策 2 地域のつながりづくり

核家族化等により相談相手がないことからくる不安や孤立感の軽減を図るため、子育て中の親子の交流を促進し、つながりを感じられる地域づくりを推進します。

(1) 交流の場とネットワークづくり

取組	内容	担当課
子育て情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙や市のホームページなど、多様な方法で子育てに関する情報提供を行います。 ● スマートフォンのアプリやタブレット等をはじめとする、ICT（情報通信技術）を活用した子育て情報の提供を検討します。 	子育て支援課
交流の場	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育ての悩みや不安の解消、子育ての孤立を防ぐため、子育て世代の交流や仲間づくり、子育てに関する情報交換、子育てサークル活動の育成・支援に努めます。 	子育て支援課
地域、行政とのつながり	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児不安の軽減及び育児の孤立を防ぐため、母子保健推進員による「こんにちは赤ちゃん訪問事業」等の活動を通じて、子育て家庭と地域及び行政とのつながりづくりを推進します。 	子育て支援課

(2) 世代間交流の推進と人材の育成

取組	内容	担当課
世代間の交流	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で「顔の見える関係づくり」を促進するとともに子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が地域の様々な活動に参加できるよう生涯学習やイベントなど、世代間で交流する機会づくりに努めます。 ●孫育ての講習会等を開催し、祖父母世代の子育てへの参加を促進します。 	生涯学習課 子育て支援課
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが子育て支援の担い手となれるよう、地域の人材資源の発掘に努めます。 ●保護者間また、世代間で助け合える人材の育成に努めます。 	子育て支援課

(3) 地域での見守り活動の充実

取組	内容	担当課
見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> ●自主ボランティア等により、登下校時に街頭指導や青色回転灯付防犯パトロール車による見守り活動を実施します。 ●「こども 110 番の家及び店」の登録を推進し、通学路等児童生徒の安全確保に努めます。 ●不審者情報を入手したときには、教育委員会を通じて保育園や学校等保護者に連絡できる体制を構築します。 	危機管理課 地域支援課 学校教育課

【基本目標3】**みんなで支えあう子育て****基本施策1 相談体制の充実**

子育て中の不安や孤立感の軽減を図るため、子育てについて気軽に相談できる体制づくりに努めます。

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援体制づくり

取組	内容	担当課
環境の整備	●子育て世代包括支援センターを中心として、子育てに関する困りごとなど様々な相談に対応するため、利用者の視点に立った相談しやすい環境を整備します。	子育て支援課
連携の仕組みづくり	●相談窓口から得られた内容について、庁内各部署や関係機関との連携を強化し、情報の共有を図り、適切な支援につながるよう努めます。	全部局
相談体制の充実 【重点】	●子育てや生活に関する保護者の悩みや困りごとについて、保育施設で専門的な相談が受けられる体制を整備します。 ●発達等に不安を感じている保護者が、一人で悩むことなく相談できるよう関係機関と連携し、相談先の周知を図るとともに気軽に相談できる場の提供に努めます。	子育て支援課
妊娠期への支援 【重点】	●ママ・パパスクールやマタニティスクールを開催し、安心して出産、子育てが迎えられるよう妊娠期の不安軽減を図ります。 ●妊娠期から顔の見える関係を築き、出産後のスムーズな支援の提供を目指します。 ●助産師と連携し、産前・産後の支援体制の充実を図ります。 ●妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査を実施し、妊娠期からの健康管理に努めます。	子育て支援課
再就職支援	●母親を対象として、ハローワーク等関係機関と連携し、定期的に相談会を開催するなど再就職に向け支援します。	子育て支援課

基本施策2 保育サービスの充実

保護者の就労ニーズや地域のニーズに応じた教育・保育施設の受入体制を整備するとともに多様な保育サービスを展開し、安心して子育てできる環境の整備を推進します。

(1) 受入体制の整備

取組	内容	担当課
保育施設での受入体制 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ● 3歳未満児の入園希望の増加に対応できるよう、人材の確保やICT（情報通信技術）の活用を図り保育時間を確保します。 ● 保護者の就労の有無に関係なく、保育園でも3歳児以上の受け入れが可能となるよう、認定こども園への移行も含め検討します。 	子育て支援課

(2) 多様な保育ニーズへの対応

取組	内容	担当課
保育ニーズへの対応 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てへの安心感につながるよう、ファミリー・サポート・センターを設置するとともに利用の促進を図ります。 ● 長期休業時への柔軟な対応など、多様な保育サービスの提供に努めます。また、一時保育（預かり）事業や病児・病後児保育事業の情報提供に努め、利用の促進を図ります。 ● 公的なサービスでは十分に対応できないサービスについては、民間事業者の参入促進を図ります。 	子育て支援課

(3) 人材の確保と育成


取組	内容	担当課
人材確保と育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育士が課題としているテーマに沿った研修会や講座を利用し、保育士の資質や専門性の向上に努めます。 ● 臨時保育士及び保育補助員の登録制度を活用した人材の確保に努めます。 	子育て支援課

基本施策3 子育て支援サービスの充実

子どもが、安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めるとともに、多様化する保護者のニーズに対応できる環境を整えます。

ひとり親家庭や障害のある子どもなど、配慮を必要としている子どもへの支援をはじめ、国の子どもの貧困対策や県の取組等と連携し、困難な生活環境にある子どもや家庭に対する支援の充実を図ります。

(1) 子どもの居場所づくりの整備

取組	内容	担当課
<p>子どもの居場所づくり 【重点】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●児童館，交流プラザ等を活用し，地域全体で子どもを見守ることができる環境の整備に取り組みます。 ●子育て世代の交流の場である，にこにこひろばの事業の周知や内容を充実し，利用促進に努めます。 ●認定こども園の子育て支援室の活用や園庭開放，出前講座の開催など，地域での交流の場の充実を図ります。 <p style="text-align: center;">《にこにこひろばの様子》</p> 	<p>地域支援課 生涯学習課 子育て支援課</p>
<p>放課後児童クラブの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市独自の放課後児童クラブ支援員等の研修会を積極的に開催し，資質の向上に努めるとともに情報交換の場を充実し，円滑な事業運営に努めます。 ●研修等を通じて放課後児童クラブ支援員等の専門性を高めるとともに人材の確保に努めます。 ●放課後児童クラブ間や学校等との連携強化に向け，積極的に情報交換を行うとともに研修等の充実に努めます。 	<p>生涯学習課</p>

(2) 外国人家庭への支援

取組	内容	担当課
外国人家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人家庭の子育てへの不安軽減を図るため、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。 ●子育て中の外国人家庭の保護者が、子育て支援事業等へ参加しやすい環境づくりに努めます。 	学校教育課 生涯学習課 子育て支援課

(3) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

取組	内容	担当課
経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ●国の制度に基づく保育料の無償化をはじめ、児童手当や乳幼児等医療費助成制度など、経済的負担の軽減を図ります。 	社会福祉課 保健医療課 子育て支援課
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困難な状態にある子どもやその家庭に気付き、早期の対応を図るため保育施設や学校、民生委員・児童委員と連携し、適切な支援が行き届くよう努めます。 ●市民が地域福祉の視点を持ち、支援を必要とする子どもや家庭を見守り、支援へとつなぐ意識の醸成に努めます。 	社会福祉課 子育て支援課
学習環境の機会均等	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭環境や経済状況に左右されず子どもがその個性と能力を十分に発揮できるよう、学習環境の支援や教育の機会均等に努めます。 	社会福祉課 学校教育課 子育て支援課
暮らしへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困難な状態にある子どもやその家庭に対する相談支援の充実を図るとともに、保護者に対する安定的な就労への支援などきめ細かな支援に努めます。 ●ひとり親家庭の自立を支援するため、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成制度など、世帯の経済的負担の軽減を図ります。 	社会福祉課 保健医療課 子育て支援課
障害のある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりの成長段階に応じて必要な支援を提供するため、保健・医療・福祉・教育の各分野との連携を強化します。 ●「江田島市障害者計画」「障害福祉計画及び障害児福祉計画」に基づき、関係機関等との連携を十分に図りながら障害児への支援の充実を図ります。 ●特別児童扶養手当等の各種手当や重度心身障害者医療費制度など、世帯の経済的負担の軽減を図ります。 	社会福祉課 保健医療課 子育て支援課

基本施策4 子どもの安全・安心の確保

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、警察など関係機関との連携や協力体制の強化を図り、交通安全、防犯対策を推進します。また、安心して遊べる公園の整備など、子どもにとって安全で快適な生活環境の確保に努めます。

(1) 公共施設の整備

取組	内容	担当課
子どもの安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●学校生活や登下校等での犯罪や事故等から子どもを守るため安全教育を推進し、安全・安心な学校教育に努めます。 ●家庭・地域・学校相互の情報交換や情報の共有により、地域の協力を得ながら子どもの安全確保に努めます。 ●子どもの安全を確保するために、保育施設・学校等に的確に情報を伝えるとともに保護者にメール登録を働き掛け、市全体で迅速に情報伝達できる体制づくりを進めます。 ●保育施設や学校など、施設や遊具の安全点検を実施する等、安全管理の徹底を図ります。 	学校教育課 子育て支援課
交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全教育の徹底を図るため、広報活動や各種講習会、交通安全教室等の充実を図ります。特に、幼児や高齢者等交通弱者への交通安全知識の普及を推進します。 ●保育施設、小・中学校において交通安全教室を開催し、交通安全意識の普及啓発に努めます。 ●自転車の正しい乗り方や駐輪方法等の普及啓発に努めます。 	総務課
通学路等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●通学路や学校内外の危険箇所や改善の必要な箇所の把握及び改善に努め、安全対策の向上を図ります。 ●安心して利用できる歩行空間が確保できるよう、ガードレール、ガードパイプを設置するとともに老朽化に応じて修繕を行います。 	総務課 建設課 学校教育課
バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもをはじめ高齢者や障害者が安全で自由に行動し社会参加できるよう、トイレなどの公共建築物の改修やバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を進めます。 	都市整備課

(2) 遊びの場の充実

取組	内容	担当課
<p>子どもの居場所づくり 【再掲】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●児童館，交流プラザ等を活用し，地域全体で子どもを見守ることができる環境の整備に取り組みます。 ●子育て世代の交流の場である，にこ♥にこひろばの事業の周知や内容を充実し，利用促進に努めます。 ●認定こども園の子育て支援室の活用や園庭開放，出前講座の開催など，地域での交流の場の充実を図ります。 	<p>子育て支援課</p>
<p>児童公園等の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●安全に利用できるよう施設を維持するとともに質の向上を図ります。 ●安心して利用できる憩いの場としての公園管理に努めるとともに，公園の清掃や除草，巡回など地域ボランティアの確保に努めます。 	<p>都市整備課</p>

第6章 子育て支援施設・事業の量の見込みと確保方策

【1】 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法及び国の指針に基づき、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

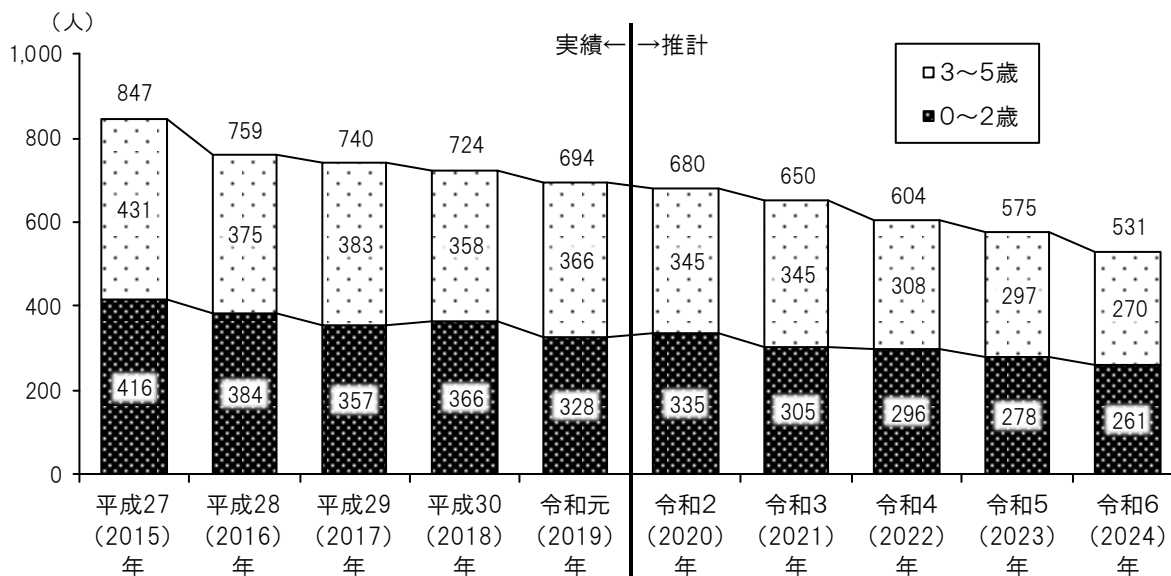
本市では、保育園・認定こども園の配置状況や子どもの人数等を総合的に勘案し、第1期計画に引き続き、市全域を1区域として教育・保育の提供区域を設定します。

【2】 量の見込みの算出について

「子ども・子育て支援法」では、全ての子どもの良質な成育環境を保障するとともに子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量とその確保方策について定めることとしています。

見込量の算出に当たっては、適切な教育・保育の提供ができるよう、小学校・就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに教育・保育の量の見込みを定めます。

《図 48 子どもの年齢別人口推計（参考）》



注：推計は「コーホート変化率法」を用いています。「コーホート変化率法」とは、コーホート(同期間に出生した集団＝年齢層のかたまり)ごとの、5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと仮定して、将来人口を推計する方法です。0歳児の人口(出生数)については、15～49歳女子の人口と過去の出生数等から推計します。

【3】 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「教育・保育施設の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

（単位：人）

		令和2(2020)年度				令和3(2021)年度							
		1号		2号		3号		1号		2号		3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳				
①量の見込み	必要利用定員総数	52	293	20	150	52	293	19	138				
②確保方策	特定教育・保育施設※	85	326	20	179	85	326	20	179				
過不足(②-①)		33	33	0	29	33	33	1	41				

		令和4(2022)年度				令和5(2023)年度							
		1号		2号		3号		1号		2号		3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳				
①量の見込み	必要利用定員総数	51	239	18	82	49	231	17	79				
②確保方策	特定教育・保育施設※	55	300	20	145	55	300	20	145				
過不足(②-①)		4	61	2	63	6	69	3	66				

		令和6(2024)年度					
		1号		2号		3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳		
①量の見込み	必要利用定員総数	45	211	17	72		
②確保方策	特定教育・保育施設※	55	300	20	145		
過不足(②-①)		10	89	3	73		

※特定教育・保育施設：認定こども園，保育園で受ける教育・保育

提供体制
確保方策
の考え方

- ・ 保育施設の利用状況や保護者のニーズを踏まえ、定員の見直しや業務の効率化を図りながら受入体制を整備していきます。
- ・ 登録制度を活用した人材確保と、保育士の課題に沿った研修会・講演会に参加することで資質の向上に努めます。

【参考／認定区分について】

区分	利用施設	年齢	保育の必要性
1号	認定こども園	3歳以上	なし
2号	保育園		あり
3号	認定こども園	0～2歳	

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めます。

(1) 対象事業

①	利用者支援事業(子育て世代包括支援センター)
②	地域子育て支援拠点事業(にこ♥にこひろば)
③	妊婦健康診査事業
④	乳児家庭全戸訪問事業
⑤	養育支援訪問事業
⑥	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)
⑦	一時預かり事業
⑧	時間外保育事業(延長保育)
⑨	病児・病後児保育事業
⑩	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
⑪	子育て短期支援事業(ショートステイ)
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬	多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(2) 提供体制の確保の内容及び実施時期

① 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談、助言等を行うとともに関係機関との連絡調整を行います。

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
母子保健型	量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
	確保方策(か所)	1	1	1	1	1

提供体制 確保方策 の考え方	子育て支援事業と母子保健事業を一体的に提供することにより、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援体制を確保します。
----------------------	---

② 地域子育て支援拠点事業（にこ♥にこひろば）

地域の身近な場所で子育て中の親子の交流を図り、子育ての不安軽減や仲間づくりの支援を行います。

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み(延べ人(月間))		799	728	619	581	540
確保方策(か所)		1	1	1	1	1

提供体制 確保方策 の考え方	子育て中の親子が利用しやすい環境を整えるとともに、充実した事業内容の実施と周知に努めます。
----------------------	---

③ 妊婦健康診査事業

医療機関において定期的に妊婦の健康状態を確認し、母子の健康の保持・増進を図ります。

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	対象人数(人)	84	82	84	78	72
	受診人数(延べ人)	1,176	1,148	1,017	986	956
確保方策	実施場所	委託医療機関				
	検査項目	問診, 診察, 尿・血液検査, 超音波検査等				
	実施時期	妊娠 23 週まで4週間に1回, 妊娠 24 週～35 週2週間に1回, 妊娠 36 週～出産まで週に1回				

提供体制 確保方策 の考え方	妊婦健康診査に係る費用を助成し、受診しやすい体制を継続します。
----------------------	---------------------------------

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を母子保健推進員又は保健師が訪問し、乳児の発育状況や母親の健康状態の確認、育児相談及び子育て支援に関する情報提供等を行います。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み(人)	84	82	69	67	65

提供体制 確保方策 の考え方	出産後、できるだけ早期に訪問することにより、保護者の不安軽減を図ります。また、令和6(2024)年度までに全件訪問を目指します。
----------------------	--

⑤ 養育支援訪問事業

子育てに不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して保健師等が訪問し、適切な支援を行います。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み(家庭)	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	養育支援訪問事業の実施は予定していませんが、支援が必要な家庭に対しては、本市の要保護児童対策地域協議会と連携した支援体制を維持します。
----------------------	---

⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、仕事と子育ての両立しやすい環境を整えます。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み(延べ人)	24	24	28	28	28
確保方策(延べ人)	30	30	30	30	30

提供体制 確保方策 の考え方	提供会員の確保に努め、早い段階での実施を目指します。
----------------------	----------------------------

⑦ 一時預かり事業

保護者の就労や疾病、出産などにより保育が困難となった場合に、保育施設で一時的な預かりを行います。

また、1号認定の在園児を対象とした教育時間終了後に対応する一時預かりも実施します。

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
1号認定 (認定こども園)	量の見込み(延べ人)	360	360	360	360	360
	確保方策(延べ人)	600	600	600	600	600
2・3号認定 (保育園)	量の見込み(延べ人)	287	274	254	242	223
	確保方策(延べ人)	420	420	420	420	420

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての保育施設（5か所）で対応しています。また、広島地域の広域利用も可能です。 ・預かり時間の拡充や利用ニーズに応じた事業実施に努めます。
----------------------	---

⑧ 時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労形態の多様化に対応するため、希望に応じ通常の保育時間を超えて保育します。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①(人)	60	60	60	65	65
確保方策②(人)	80	80	80	80	80
過不足(②-①)	20	20	20	15	15

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての保育施設（5か所）で対応しています。 ・今後も、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。
----------------------	---

⑨ 病児・病後児保育事業

児童が病気のため集団保育が困難であり、保護者が就労等により家庭で保育ができないときに、看護師・保育士を配置した専用施設内で一時的に預かります。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①(延べ人)	30	30	15	15	15
確保方策②(延べ人)	50	50	50	50	50
過不足(②-①)	20	20	35	35	35

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・市内1か所で開催しています。また、広島地域の広域利用も可能です。 ・今後は、事業の周知や情報提供に努め、利用を促進します。
----------------------	---

⑩ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が、就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に放課後や長期休業期間、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①(人)	220	204	215	204	210
低学年	133	117	137	121	134
1年生	46	41	47	42	46
2年生	51	44	52	46	51
3年生	36	32	38	33	37
高学年	87	87	78	83	76
4年生	35	35	32	33	31
5年生	30	30	27	29	26
6年生	22	22	19	21	19
確保方策②(人)	346	346	346	346	346
過不足(②-①)	126	142	131	142	136

提供体制	・市内9か所に対応しています。
確保方策 の考え方	・放課後児童クラブの環境整備，また，放課後児童支援員等の資質向上に努めます。

⑪ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の身体上・精神上・環境上の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設等において宿泊を伴う養育，保護を行います。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み(延べ人)	0	0	0	0	0
確保方策(か所)	0	0	0	0	0

提供体制	本市では現在実施していませんが、ニーズ等を踏まえ事業実施できるよう委託先の確保に努めます。
確保方策 の考え方	

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	本市では現在実施していませんが、低所得者の負担軽減を図るため公費による補助等を検討します。
----------------------	---

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図ります。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①(延べ人)	-	-	-	30	35
確保方策②(延べ人)	-	-	-	60	60
過不足(②-①)	-	-	-	30	25

提供体制 確保方策 の考え方	新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援や相談、他の事業者との連携、調整を進めます。
----------------------	---

第7章 計画の推進に当たって

1 ニーズに基づく適切な事業の展開

本計画の推進に当たっては、多様化する教育・保育事業に対する保護者のニーズに的確に対応できる体制を築くため、必要なサービスの量を把握し、サービスの提供内容を検討することで、施設整備を含む質の向上を目指します。

2 関係機関との連携強化

本計画は、教育・保育・保健・医療・福祉・まちづくり等の広範にわたる子育て支援に関する総合的な計画です。

このため、庁内関係部署間の連携を強化し、横断的に施策を推進するとともに関係機関や関係団体、県、近隣市町との連携・協力体制の構築を目指し、適切に計画の推進を図ります。

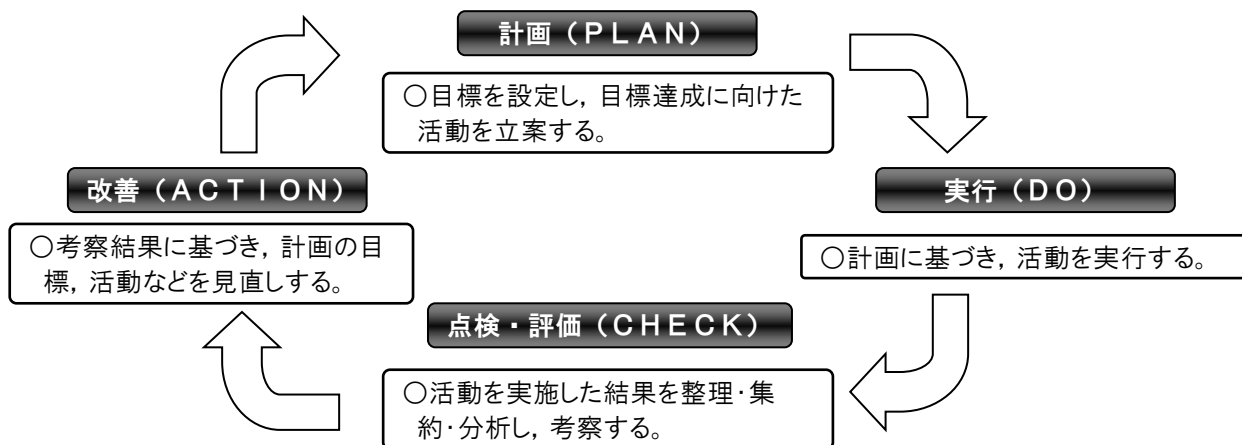
3 市民の参画や地域との連携

この計画を実効性のあるものとするためには、市民と行政の協働により施策を推進していく必要があります。社会全体で子育て支援を推進していくために、行政をはじめ地域住民や関係団体等との連携を深め、相互の理解と共通認識を持ち本市の「地域福祉計画」を踏まえ、協働してそれぞれの役割を果たしていくための体制の整備に努めます。

4 計画の進行管理の強化

計画の推進に当たっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCAサイクル）を、より一層強化し、常に改善を図ります。また、定期的に事業の達成状況や評価について整理するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて取組の変更や見直しを検討します。

【参考／PDCAサイクルのプロセスイメージ】



1 江田島市子ども・子育て会議規則

平成25年6月18日

規則第19号

改正 平成31年1月31日規則第3号

(趣旨)

第1条 江田島市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の所掌事務，組織及び委員その他の構成員並びにその運営に関しては，市長の附属機関の設置に関する条例（平成16年江田島市条例第22号）第3条の規定に基づき，この規則に定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 会議は，次に掲げる事項について，調査審議する。

- (1) 江田島市子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項
- (3) 特定教育・保育施設に関する事項
- (4) 特定地域型保育事業に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 会議は，委員20人以内で組織する。

2 委員は，次に掲げる者の中から，市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は，2年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

4 委員は，再任されることができる。

(会長)

第4条 会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉保健部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年1月31日規則第3号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 江田島市子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成29年9月1日～令和元年8月31日

任期：令和元年9月1日～令和3年8月31日

機 関 名		氏 名	備考
市民公募委員	委員	岡田 鈴子	
旧江田島保育園保護者会	委員	濱田 英利子	
旧認定こども園こよう保護者会	委員	宝 千晶	
切串保育園保護者会	委員	佃 由紀	
旧宮ノ原保育園保護者会	委員	三宅 亜紀	
認定こども園のうみ保護者会	委員	三王 智子	
中町保育園保護者会	委員	西森 千鶴	
三高保育園保護者会	委員	迫田 淑恵	
認定こども園おおがき保護者会	委員	山下 由紀	令和元年8月まで
認定こども園おおがき保護者会	委員	宇根 唯	令和元年9月から
旧飛渡瀬保育園保護者会	委員	三上 美佳	
保育士	委員	眞澤 香由利	
保育士	委員	福吉 恵	
主任児童委員	委員	谷本 誠一	平成30年11月まで
主任児童委員	委員	黒神 修	令和元年9月から
主任児童委員	委員	梅比良 美保子	会長
教育委員	委員	樋上 美由紀	副会長
学校教育課	委員	畠藤 邦子	平成31年3月まで
学校教育課	委員	山近 宏	平成31年4月から
生涯学習課	委員	問可 健治	平成31年3月まで
生涯学習課	委員	松岡 弘倫	平成31年4月から
社会福祉課	委員	小松 孝也	

3 江田島市子ども・子育て会議の開催経緯

実施期日		主な審議内容
平成 30年度 第1回	平成31(2019)年 1月16日(水) 午後2時～	<ul style="list-style-type: none"> ● (仮称) 子育て世代包括支援センター新築工事の進捗状況について ● 認定こども園のうみ新築工事の進捗状況について ● 切串保育園移転新築工事の計画変更について ● 病児・病後児保育事業について ● 第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和 元年度 第1回	令和元(2019)年 6月11日(火) 午後2時～	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・子育て支援事業計画の概要について ● 江田島市の子育てを取り巻く現状について ● ニーズ調査結果(就学前・小学生・妊娠期)について ● 今後の策定スケジュール及び会議の運営方法等について ● ヒアリングシート調査の実施について ● 認定こども園のうみ新築工事の進捗状況について ● 病児・病後児保育事業について ● 子育て世代包括支援センターについて
第2回	令和元(2019)年 9月30日(月) 午後2時～	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1期計画の取組内容からみる課題と方向性について ● ニーズ調査結果等から読み取れる課題について ● 計画書の骨子(施策体系)案について ● 幼児教育・保育の無償化に伴う保育給食費(副食費)の取り扱いについて ● 認定こども園のうみ新築工事の延長について
第3回	令和元(2019)年 11月15日(金) 午後1時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ● 施策の展開(取組事業)について ● 子育て支援施設・事業の量の見込みと確保方策について ● 今後の策定スケジュール及び会議の運営等について
第4回	令和2(2020)年 2月14日(金) 午後1時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの実施結果について ● 第2期江田島市子ども・子育て支援事業計画(素案)について

第2期 江田島市子ども・子育て支援事業計画
令和2（2020）年3月
令和5（2023）年3月 改訂

発行／江田島市福祉保健部 子育て支援課
〒737-2122 広島県江田島市江田島町中央四丁目18番28号
子育て世代包括支援センター内
TEL（0823）42-2852
FAX（0823）42-3322
